

## 論文

# 島根史学会会報

第 56 号 | 2018. 7. 31

論文

天平期節度使体制下の文書送達

—出雲国計会帳にみえる節度使関係文書の検討—

市 大樹 : 一頁

史料紹介

島根県立古代出雲歴史博物館所蔵「松浦家文書」

中世史料の翻刻と紹介

田村 葉子 : 二三頁

目次

謙一 : 四〇頁

## 天平期節度使体制下の文書送達

### —出雲国計会帳にみえる節度使関係文書の検討—

市  
大  
樹

## はじめに

律令制下、官司間における文書の授受とその履行を確認するため、太政官・諸国・中央諸司はそれぞれ帳簿を毎年作成し、太政官で照合することになつていた。計会制度である(1)。正倉院には奈良時代の古文書が多く伝わり、天平六年度(七三四)出雲国計会帳も含まれる。これは計会帳としての役目を終えた後、東大寺写経所によつて裏面が二次利用され、その一部が断簡として残存したものである。計会帳の実例は他に天平八年度以前伊勢国計会帳(2)しかなく、極めて貴重である。

さて、出雲国計会帳が対象とする時期には、出雲国の上級官

司として山陰道節度使が臨時に置かれていた。そのため出雲国計会帳は、節度使の職掌や性格を考えるための格好の分析素材とされてきた(3)。他方、出雲国計会帳はその基本的性質に鑑みて、節度使体制下における文書行政の実態を探る素材としても有用であるが、こうした観点に立つ研究は皆無に等しい。筆者も都鄙間交通研究の一環として本計会帳を分析したことがあるが(4)、その問題関心に制約され、節度使をめぐる文書送達を検討するにはいたらなかつた。

そこで本稿では、出雲国計会帳の記載を読み解きながら、節度使体制下における文書送達の実態に迫つてみたい。

## 一 節度使と出雲国計会帳

具体的な考察に入る前に、節度使および出雲国計会帳の概要をおさえておきたい。まず節度使について、特に北啓太・中尾浩康両氏の研究に依拠しながら整理しておく<sup>(5)</sup>。

日本では古代に二度、節度使が設置された。一度目が天平四年（七三二）、二度目が天平宝字五年（七六一）の設置である。本稿に關係するのは前者である。『続日本紀』によると、天平四年八月十七日、藤原房前が東海・東山二道節度使に、多治比県守が山陰道節度使に、藤原宇合が西海道節度使に任じられた。それぞれ判官四人、主典四人、医師一人、陰陽師一人が配された。うち県守と宇合の二人は、養老元年（七一七）に唐に渡り、帰国後の同三年に按察使に任命された経歴をもつ。養老の遣唐使は唐の按察使や節度使の制度を学んでおり<sup>(6)</sup>、それらが日本にも導入されたのである。

節度使設置の背景には、唐・渤海の紛争に起因する東アジア情勢の緊張があり、日本にとつては新羅との関係悪化が大きかった。節度使は遣唐使と同日に任命されており、それは遣新羅使が帰国した六日後の出来事であつた。緊張度を増す東アジア情勢に対処するため、沿海防衛を主たる目的として、実戦時における軍の統帥権をも有した節度使が任命されたのである。ちなみに、県守は養老四年に持節征夷将軍に任じられ、宇合は神亀元年（七二四）に持節大將軍となるなど、ともに征夷に赴いた経歴をもつ。この実戦経験のある二人が最前線の節度使に任命されたわけである。

節度使が任命された五日後、その職掌などが定められた。

『続日本紀』天平四年八月壬辰条を掲げよう。

勅、①東海・東山二道及山陰道等国兵器・牛馬、並不レ得三売与他處。一切禁断、勿レ令レ出レ界。其常進レ公牧繫飼牛馬者、不レ在レ禁限。但西海道、依レ恒法。②又節度使所レ管諸国軍團幕釜、有レ欠者、割取今年応レ入レ京官物充レ価、速令レ填備。③又四道兵士者、依レ令差点、満四分之一。④其兵器者、修理旧物。仍造下勝レ載二百石已上一船上。又量レ便宜、造レ糀焼レ塙。⑤又筑紫兵士、課役並免。其白丁者、免レ調輸レ庸。年限遠近、聽勅处分。⑥又使已下僕人已上、並令レ佩レ劍。⑦其国人、習得レ入三色。⑧博士者、以三生徒多少為三三等。上等給二田一町五段。中等一町。下等五段。⑨兵士者、毎月一試、得上等一人、賜庸綿二屯。中等一屯。

その主な内容は、①兵器・牛馬の他所への売買・国堺から出すことの禁止、②軍団の幕・釜が欠けた場合の補填、③兵士の令規定にもとづく差点、④兵器の修理、百石以上積載できる船の建造、糀・塙の製造、⑤筑紫兵士の課役免除、白丁の調免除、⑥節度使・僕人の帶剣、⑦三色（健兒、儲士、選士<sup>(7)</sup>）の簡点、⑧博士への賜田、⑨兵士の試練と賜物、とまとめられる。

こうして、天平六年四月二十一日に停廢されるまでの二年弱、節度使は活動をおこなつた。その所管国を明示した史料はないが、山陰道節度使の場合、宝亀十一年（七八〇）七月十五日勅で「因幡・伯耆・出雲・石見・安芸・周防・長門等国」に対して、「天平四年節度使從三位多治比真人県守等時式」によつて警固することを命じており（『続日本紀』同日条）、これらの国

を所管したと推定されている。興味深いのは、因幡・伯耆・出雲・石見という山陰道諸国のみならず、安芸・周防・長門といった山陽道諸国まで含まれている点である(8)。また、出雲国計会帳によれば、隱岐国も所管国とみて間違いない。一方、山陰道諸国とはいえ、丹波・丹後・但馬は管轄外であった。

つぎに天平六年度出雲国計会帳について。早川庄八・鐘江宏之両氏に代表される先行研究により、以下のような共通理解が得られている(9)。

本計会帳は一二の断簡が残存し、復原すると符部・解部・移部の順に並ぶ。符部・移部は発給官司別に、解部は宛先別に、それぞれ日付順に記載された。それは次のとおりである。

〔符部〕 各官司から出雲国に下達された符を対象。

〔解部〕 符の発行日、内容、出雲国に到着した日を記載。

〔解部〕 出雲国から各官司に上申された解を対象。

〔移部〕 異なる発行日、内容を記載。諸国間で符などを通送する際の添え状（遊牒）、受領証（返抄）も記載。

なお、出雲国に下達された詔・勅や、出雲国が発した移も記載されていたはずであるが、こちらは残存していない。

出雲国計会帳の残存状況は、表1のとおりである。前年八月一日から当年七月三十日までが計会年度となるので（公式令21条）、本計会帳は天平五年八月一日から同六年七月三十日までの公文が対象となる。この原則は概ね守られているが、一部だけ例外がある。それが石見国送到移で、範囲外の天平五年七月

【表1】 出雲国計会帳断簡残存状況（鐘江宏之註(1)論文による）

| 送石<br>到見<br>移国 | 移 部            |  | 解 部  |  | 符 部                        |                             | 期<br>記載<br>す<br>べき<br>問<br>い<br>方<br>法  |                       |             |    |
|----------------|----------------|--|--|--|----------------------------|-----------------------------|---|-----------------------|-------------|----|
|                | 送隠<br>到伎<br>移国 | 送伯<br>到耆<br>移国                         | 解<br>解<br>節<br>度<br>文<br>使                   | 解<br>解<br>兵<br>部<br>文<br>省                           | 解<br>解<br>民<br>部<br>文<br>省 | 解<br>解<br>式<br>部<br>文<br>省  | 解<br>解<br>中<br>務<br>文<br>省  | 太<br>筑<br>宰<br>符<br>紫 | 度<br>使<br>符 |    |
| ○              | 元              | ○                                      | ○  | ○  | ○                          | ○                           | ○   | ○                     | ○           | 始終 |
| 7/13<br>8/9    | 8/22           | 8/20<br>10/23<br>11/1<br>11/14<br>12/? | 8/1<br>8/19<br>11/14<br>5/15<br>3月冒頭<br>5/15 | 8/2<br>10/21<br>11/14<br>5/23<br>6/23<br>7/2<br>7/26 | 8/7<br>4/13<br>2/5<br>6/25 | 8/13<br>4/13<br>2/5<br>6/25 | 7月<br>8月<br>9月<br>10月<br>11月<br>12月<br>正月<br>2月<br>3月<br>4月<br>5月<br>6月<br>7月<br>8月 | 天平<br>五年              |             |    |
| 5/3<br>7/26    | 1/1<br>7/23    | 5/15                                   | 5/23<br>7/26                                 | 5/23<br>6/23<br>7/2<br>7/26                          | 7/2                        | 7/2                         | 7/2   | 天平<br>六年              |             |    |

(注) なお、本帳における各区分の始まりが残っている場合には「始」に○を、終わりが残っている場合には「終」に○を、一年分の記載が全てそろっている場合にはⒶとした。

発行の文書が収録されている。また、隠岐国送到移も完存しながら、天平六年五月三日まで終わり、その後の約三カ月分の記載を欠く。このような齟齬が生じたのは、鐘江氏が指摘するように、出雲国計会帳の原材料が文書の様式・発行官司・宛所官司別に保管された書類の巻子であつたことに起因する。すなわち、隠岐・石見両国送到移の原材料になつた巻子の収録期間に齟齬があり、それが反映されたと考えられる(11)。

節度使体制下の文書送達を検討する本稿にとつて幸いなことに、節度使符は三二カ条すべて残り、解節度使解文も一五カ条のうち一〇カ条が残存している。また、隠岐国送到移と石見国送到移にも、節度使に関わる記載が一部みられる。

以上の基本的事項を踏まえた上で、次章では出雲国計会帳の節度使関係文書について、相互に分析を加えることにしたい。

## 二 節度使符の下達

符部には「節度使符參拾貳條」として、天平五年（七三三）八月七日から同六年四月十三日にかけて、節度使が出雲国に下達した全三二カ条の符に関する記載がある。一例をあげよう。

八月

一、七日符壱道却還雜工生伊福部小嶋等合六人一狀以八月廿二日到國  
八月七日に「却還雜工生伊福部小嶋等合六人一狀」という内容の節度使符が一通発せられ、それが八月二十二日に出雲国に到着したこと示す。このように符部は、節度使符の発行日、発行数と内容、出雲国への到着日が記される。これらを整理したのが表2である。このうち送達日数については、節度使符が

発行されてから出雲国に到着するまでの日数を計算して示した。本章では、表2を手がかりに、節度使符の具体的な送達方法に迫つてみたい。

### （1）節度使符の送達日数

まず、表2の送達日数に着目しよう。次のとおり、送達日数は六日が最も多いが、五日から四七日まで幅も実に大きい。

五日（三例）、六日（九例）、七日（三例）、八日（二例）、

九日（五例）、一一日（一例）、一三日（一例）、一五日

（三例）、三五日（一例）、三九日（三例）、四七日（二例）

早川庄八氏は、①五日から九日のグループ、②一三・一五日

のグループ、③三五日以上のグループ、に分けられる。し、移

部の検討もあわせて、①は節度使の鎮所から出雲国まで直接もたらされたのに對し、③は隠岐国を経由して届けられたことを明らかにした。その上で、節度使の鎮所は石見国に置かれたと

指摘した。また、『延喜式』主計式上の行程日数から、出雲・石見間の所要日数が向京の場合に一四日、還国の場合に七日となるとし、①は還国の場合の日数に近く、②は向京の場合の日数に近似する点も指摘した(12)。

この早川説のうち、①と③の関係は特に異論なく、石見国に鎮所があつたとする見解も支持できる(13)。しかし②に関しては、①と同じ「石見国→出雲国」という向京方向の移動で、ながら、なぜ二倍以上もの日数差が生じたのか、訛然としない。①と②の関係を中心に、再考の余地がありそうである。

そこで表2に立ち返つてみると、同日に発行されながら別日

【表2】出雲国計会帳の節度使符

| No. | 発行日          | 内 容                               | 送達日数 | 出雲国到着日        |
|-----|--------------|-----------------------------------|------|---------------|
| 1   | 天平5年<br>8月7日 | 却還雜工生伊福部小嶋等合六人状                   | 15日  | 天平5年<br>8月22日 |
| 2   | 8月20日        | 国造帶意宇郡大領外正六位上勲十二等出雲臣廣嶋追状          | 5日   | 8月25日         |
| 3   |              | 為教習造弩追工匠二人状                       | 6日   | 8月26日         |
| 4   | 9月2日         | 飯石郡少領外從八位上出雲臣弟山給伝馬參匹還却状           | 7日   | 9月9日          |
| 5   |              | 介正六位上勲十二等巨勢朝臣首名事訖却還任所状            | 11日  |               |
| 6   | 9月6日         | 追工上二人状                            | 7日   | 9月13日         |
| 7   |              | 熊谷团兵士紀内原直忍熊・意宇団兵土岐部臣稻主歩射・馬槍試練定却還状 |      |               |
| 8   | 9月20日        | 應造幕料布充備調短絹状                       | 6日   | 9月26日         |
| 9   | 10月2日        | 公文不申送状                            | 6日   | 10月8日         |
| 10  | 10月11日       | 預採枯弩材状                            | 9日   |               |
| 11  |              | 造兵器別當司目正八位下小野臣淑奈麻呂状               |      | 10月20日        |
| 12  |              | 擬軍毅并軍毅等定考第及応徵差加兵士庸状               | 5日   |               |
| 13  | 10月15日       | 應造綿甲料布応酬調狹絹并応用綿状                  |      |               |
| 14  | 11月15日       | 造弩生大石村主大國附前様却還本郷状                 | 15日  | 11月30日        |
| 15  | 11月29日       | 応運籠并礪状                            | 9日   | 12月8日         |
| 16  | 12月6日        | 応免今点兵士庸事等参条状                      | 6日   | 12月12日        |
| 17  |              | 備辺式式巻状                            | 15日  | 12月21日        |
| 18  | 12月13日       | 馬射博士少初位下城部惣智給伝馬發遣状                | 13日  | 12月26日        |
| 19  | 天平6年<br>1月5日 | 応申送雜造物状                           | 9日   | 天平6年<br>1月14日 |
| 20  |              | 判官已下僕人已上依例応給祿料絹状                  |      |               |
| 21  | 1月18日        | 節度使春夏祿短絹状                         | 6日   | 1月24日         |
| 22  |              | 甲一領袋式料表布純綿状                       | 8日   | 1月26日         |
| 23  | 2月5日         | 依勅符使司向京状                          | 47日  | 3月23日         |
| 24  |              | 要地六廻儲置弩并応置幕料布状                    |      |               |
| 25  | 2月6日         | 出雲国与隱伎国応置烽状                       | 39日  | 3月16日         |
| 26  | 2月14日        | 応定兵土番状                            | 35日  | 3月20日         |
| 27  | 3月25日        | 置烽期日辰放烽試互告知隱伎相共試状                 | 6日   | 4月1日          |
| 28  |              | 出雲・隱伎二国応置烽状                       |      |               |
| 29  | 4月6日         | 為造公文使録事正七位上少外記勲十二等壬生使主宇太麻呂所遣状     | 6日   | 4月12日         |
| 30  | 4月12日        | 送山陰道四國鉢并封函状                       | 39日  | 5月22日         |
| 31  |              | 鉢五面状                              |      |               |
| 32  | 4月13日        | 応進上雜公文状                           | 6日   | 4月19日         |

に到着した節度使符が複数存在していることに気がつく（<sup>14</sup>）。それは次のとおりで、（ ）内が送達日数である（以下同様）。

No. 2 (五日) と No. 3 (六日) : 一日のズレ  
 No. 4 (七日) と No. 5 (二一日) : 四日のズレ  
 No. 16 (六日) と No. 17 (二五日) : 九日のズレ  
 No. 21 (六日) と No. 22 (八日) : 二日のズレ

もちろん、同日に到着する場合も少なくなく（<sup>15</sup>）、普通に考えればそれが通常のあり方であろう。しかし実際には、別日となる場合があり、九日ものズレが生じることすらあつた。従来、節度使符の発行日に送達を開始した、と漠然と理解されてきたようと思われるが、こうした見方に疑問を抱かせる。

この点を少し違う角度から検討してみよう。送達日数は一五日以内（二六例）と三五日以上（六例）に明確に分かれ、それは隱伎国を経由したかどうかによつている。ここでは、隱伎国を経由しなかつた一五日以内の事例を取り上げたい。そうした事例では、送達日数は六日の事例が最も多く、これが標準的なあり方を示すと考えられる。そこで、七（一五日の事例（一四例）に目を向け、なぜ送達日数が通常よりも長くなつたのかを考えみたい。

七（一五日の事例を通覧したとき、鎮所から出

雲国に却還（還却）する際に出された節度使符が比較的多くみいだせる。

No. 1 「却<sub>二</sub>還雜工生伊福部小嶋等合六人<sub>一</sub>状」（一五日）

No. 4 「飯石郡少領外從八位上出雲臣弟山給<sub>二</sub>伝馬參匹<sub>一</sub>還却状」（七日）

No. 5 「介正六位上勲十二等巨勢朝臣首名事訖却<sub>二</sub>還任所<sub>一</sub>状」（一一日）

No. 7 「熊谷団兵士紀打原直忍熊・意宇団兵士蝮部臣稻主歩射・馬槍試練定却還状」（七日）

No. 14 「造弩生大石村主大国附<sub>二</sub>前様<sub>一</sub>却<sub>二</sub>還本郷<sub>一</sub>状」（一五日）

これらの人々は節度使鎮所に参集して諸業務を遂行した後、右の節度使符で却還することが許可されたのである。当然、鎮所から出雲国へ却還する本人が節度使符を送達したと考えられる<sup>(16)</sup>。却還の事例では、送達日数が六日以内のものは皆無であり、No. 1・5・14 のように比較的日数の長いものが多い。

これと対照的なのが、出雲国へ人物の召喚を命じた節度使符で、次のように送達日数が短いものが多い。

No. 2 「国造帶意宇郡大領外正六位上勲十二等出雲臣廣嶋追状」（五日）

No. 3 「為<sub>レ</sub>教習造<sub>レ</sub>弩追<sub>二</sub>工匠<sub>一</sub>人<sub>一</sub>状」（六日）

No. 6 「追<sub>二</sub>工上<sub>一</sub>人<sub>一</sub>状」（七日）

右のうち、No. 3 は No. 14 と直接対応するが<sup>(17)</sup>、造弩生を召喚する No. 3 が六日にすぎないのでに対し、却還を許可した No. 14 は一五日もかかっている。その他の事例も含めて、召喚と却還とで

送達日数に顕著な違いがある。それは緊急度合いの違いに起因しよう。すなわち、召喚に関わる節度使符は緊急性が高く、ただちに送達されたのに対し、却還の場合、緊急性は自ずと低くなり、節度使符が発行されて数日後に却還（＝節度使符を実際に送達）したと考えられる。

以上のとおり、計会帳から直接読み取れる節度使符の送達日数は、実際の送達日数を必ずしも意味するものではない。節度使符が発行されたその日に送達されたものもあれば、数日たつてから送達されたものも存在したのである<sup>(18)</sup>。

もちろん、節度使符が即座に送達されたにもかかわらず、交通事情やその他の理由によつて、出雲国への到着が遅くなるような場合も想定される。後者の事例とみられるのが、No. 17 「備辺式巻状」である。No. 17 は No. 16 「応<sub>レ</sub>免<sub>二</sub>今点兵土庸<sub>一</sub>事等参考条状」と同日に発行されながら、No. 16 は六日後に出雲国に到着したのに対し、No. 17 はそれから九日も遅い一五日後に到着している。ではなぜ、No. 17 の到着は大幅に遅れたのか。

No. 17 の「備辺式」は、前章で触れた「天平四年節度使從三位多治比真人県守等時式」を指す。これは縁海諸国に警固することを命じた宝亀十一年（七八〇）七月十五日勅に登場し、そのなかには「節度使從三位藤原朝臣宇合時式」も出てくる。後者は「警固式」と呼ばれ、天平宝字三年（七五九）三月二十四日の大宰府言上に「拠<sub>二</sub>警固式<sub>一</sub>」、於<sub>二</sub>博多大津及壱伎・対馬等要害之處<sub>一</sub>、可下置<sub>二</sub>船一百隻以上<sub>一</sub>、以備<sub>中</sub>不虞<sub>上</sub>」とあるように、要害に船を設置して不虞に備えることが規定されていた。また、宝亀十一年七月二十六日勅では、北陸道の縁海諸国に対して、

「宜下准二大宰一依レ式警虞上」とした上で、次の警固六カ条を提示している（以上、『続日本紀』同日条）。

- (1) 縁海村邑が賊船を発見すれば、即座に国に報告し、国司は国衙に急行して集議し、管内を警虞し、奏上もおこなう。
- (2) 賊船が来着すれば、当地の百姓が随身の武器と私糧を使って応戦し、救援兵の到着を待つ。

- (3) 軍の集合場所に標榜を立て、兵士と弓馬に巧みな百姓を分配して隊に編成する。

- (4) 戦士以上は賊の来襲を知れば、本軍に集合して隊列を整え、情勢を見極めて攻撃する。
- (5) 国司以上が戦場に赴く際には私馬を使用し、もし私馬が不足すれば駢馬・伝馬を充てる。

- (6) 兵士や百姓が集合場所で指示を待つ場合には、家を出発して五日目から公糧を支給する。

このように、天平の節度使が定めた備辺式（警固式）は、外敵から沿海を防衛するための実戦マニュアルであつた。備辺式を送達した使者は、単に送達業務に携わつただけでなく、所管国が備辺式を適切に取り扱えるように指導したり、沿海防衛の要地を視察したりしたことは容易に想像がつく。そのため、No. 17 の送達日数は通常よりも長くなつたと解される。

以上の考察を総合して、節度使鎮所から出雲国までの実際の送達日数は五、六日が一般的であり、隱岐国を経由する場合は三五日以上を要したと結論づけたい。

## (2) 節度使符の送達ルート

前節でみたように、出雲国に宛てた節度使符は、A 隱岐国を経由して送達、B 隱岐国を経由せずに送達、いずれかのルートがとられた。表2の送達日数でいえば、Aは三五日以上、Bは一五日以下のものが該当する。本節では、それぞれの送達方法を探つてみたい。

### A 隱岐国を経由するルート

表2のうち、No. 23（四七日）、No. 24（四七日）、No. 25（三九日）、No. 26（三五日）、No. 30（三九日）、No. 31（三九日）が該当し、点数はあまり多くない。

これらは出雲国だけを宛先としてはいない。それが最も明瞭にわかるのが、No. 25 「出雲国与<sub>ニ</sub>隱岐国<sub>ニ</sub>応レ置レ烽状」で、出雲国と隱岐国に烽の設置を命じている<sup>(19)</sup>。No. 25の送達については、天平六年三月三日の隱岐国送到移にも関連記載がある。

#### ① 三日移未<sub>レ</sub>移<sub>ニ</sub>学生等<sub>ニ</sub>事

#### ② 同日移<sub>レ</sub>壱紙<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>烽処状

#### ③ 同日移太政官下符武道<sub>一、官稻混合状</sub><sub>一、國司等貸状</sub>

同日白書壱道<sub>神稅等稻不<sub>レ</sub>合狀</sub>

同日民部省下符壱道<sub>仕丁・火頭逃亡状</sub>

#### ④ 同日移節度使下符壱道<sub>応<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>烽状</sub>

番号を付したように、三月三日隱岐国移は全部で四通の移かなる。①②は隱岐国側が主体的に発した移であるのに対し、③④は文書（③は太政官符・白書・民部省符、④は節度使符）

を諸国間で遞送する必要性があつて作成された返抄・遊牒である（③が返抄<sup>(20)</sup>、④が遊牒）。④がNo.25に直接関わり、次の流れで送達された。

二月六日節度使符 → 三月三日隱伎国移 → 三月十六日出雲国到着

興味深いことに隱伎国は、遊牒を添えて節度使符（No.25）を出雲国に送達する（④）だけでなく、関連する移も独自に作成している（②）。それは出雲国と連携して烽を設置する必要性によろう。なお、②④の他に①③も同日に発行しているが、これは送達業務を減らすための配慮と推測される。

このようにNo.25は隱伎国送到移にも関連記載があり、隱伎国を経由したことが確かめられる。これに対し、No.23・24・26・30・31は隱伎国を経由したにもかかわらず、隱伎国送到移に記載されていない。以下、その理由を考えてみよう。

まず、No.23「依<sub>二</sub>勅符<sub>一</sub>使司向<sub>レ</sub>京状」、No.24「要地六処儲<sub>二</sub>置<sub>一</sub>并<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>置<sub>一</sub>幕料布<sub>二</sub>状」について。注目すべきは、勅符を受けて使司（節度使）が京へ向かうという内容のNo.23である。当然、No.23はその節度使が自ら符を送達したと考えられる。同日に発行されたNo.24も、節度使があわせて送達したとみてよからう。No.23・24に関する移（遊牒）の記載が隱伎国送到移にないのは、このように節度使が自ら送達し、隱伎国は直接関与しなかつたためと解される。

ところで、No.23・24は二月五日に節度使が発行し、三月二十三日に出雲国へ到着している。送達日数は四七日にも及び、最も時間がかかる。これは節度使が向京する理由とも関わる。

るに違いない。そこで注目すべきは、四月二十一日に節度使が停廃されるが（『続日本紀』同日条）、これは節度使が京に到着して間もなくの時点とみられる点である。この点を踏まえると、節度使を停廃するかどうかの最終判断をするために、節度使を京まで呼び寄せた可能性が浮上する。節度使は京へ向かう途中、それを中央政府に報告する義務を負っていたのではないか。そのため、通常よりも日数を要したと考えられる。

つぎにNo.26「応<sub>レ</sub>定<sub>一</sub>兵士番<sub>二</sub>状」について。こちらは隱伎国が送達業務に従事していてもおかしくないが、隱伎国送到移に遊牒の記載はない。この問題を考えるためにあたり、No.26とNo.23・24の時間的関係に着目したい。すなわち、No.26はNo.23・24よりも九日遅い二月十四日に発行されながら、出雲国へ到着したのは三月二十日で（送達日数三五日）、No.23・24よりも三日早くなっている。こうした逆転現象に着目したとき、No.26はNo.23・24と一緒に節度使が送達する予定であつたが、節度使の隱伎国での滞在が延びたため、当初の予定を変更して、No.26を先に出雲国へ送達した可能性が出てくる。この変更にともなつて、本来であれば隱伎国はNo.26の添え状となる遊牒を作成すべきところ、それを怠つてしまつたのではないか。

最後に、No.30「送<sub>二</sub>山陰道四国鉢并封函<sub>一</sub>状」、No.31「鉢五面状」について。これらは軍隊指揮具である鉢に関わる。鉢は軍防令39条の規定する軍団の設備品には含まれず、天平の節度使体制下にはじめて設けられたものである。No.30・31は四月十二日に発行され、五月二十二日に出雲国に到着している。そして

伯耆国送到移には、これに關わる返抄の記載がみえる。

(五月) 廿五日移武道

一、「鉢漆面並以「獮皮」裏狀」

このうち「節度使下「山陰道」状」については、「節度使が山陰道に下る」と理解されてきた。しかし原田諭氏が指摘したように、「鉢漆面並以「獮皮」裏狀」およびNo.30・31もあわせて考へると、「節度使が山陰道に（鉢を）下す」の意とみるべきである<sup>(22)</sup>。すなわち、鉢は節度使鎮所から四カ国へ順次下されたのである<sup>(23)</sup>。

No.30は四カ国を対象とし、いわば鉢の添え状のような働きをしたと考えられる。ところが、四カ国それぞれ受け取る鉢の数は異なる。それを具体的に指示したのが、出雲国を対象としたNo.31や、伯耆国を対象とした「鉢漆面並以「獮皮」裏狀」に他ならない。これらの文書は、No.30に「封函」とあることから、封をした文書函<sup>(24)</sup>に入れて送達されたことも判明する。

鉢を下した四カ国の中には、出雲国・伯耆国の他に、隠伎国が含まれていた<sup>(25)</sup>。このことは、No.30・31が隠伎国を経由して出雲国に送達されている以上、ほぼ間違いない。それにもかかわらず、隠伎国送到移にNo.30・31に対応する遊牒の記載はない。それは、隠伎国送到移は天平六年五月三日で記載が終わり（第一章）、対象外であつたからであろう。

以上、隠伎国経由の送達事例を取り上げ、No.23・24・26・30・31が隠伎国送到移に関連記載がない理由についても考えてみた。

表2のうち、No.23・26・30・31以外が該当し、大半を占める。

### B 隠伎国を経由しないルート

これらのなかには、隠伎国と無関係のため当然送達する必要のなかつたものがある一方で、隠伎国に關係しながらそこを経由しなかつたものも存在する。次は後者の確実な事例である。

No.27 「置レ烽期日辰放レ烽試互告ニ知隠伎二相共試狀」

No.28 「出雲・隠伎二國応レ置レ烽狀」

このうち四月六日に発行されたNo.28は、ちょうど二ヶ月前のNo.25「出雲国与「隠伎国」応レ置レ烽狀」と同内容であり、烽の設置を促す意味合いがあつたと考えられる。No.25は隠伎国を経由した結果、出雲国に到着するまで三九日も要した。対するNo.28はわずか六日である。No.28は催促を目的としたため、出雲国と隠伎国へ別々に送達することで、大幅な時間短縮をはかつたと推測される。三月二十五日に発行されたNo.27も、No.25・28と一緒に内容で、やはり速やかな送達を実現するために、符を二通作成して別途送つたと考えられる。

これを受けた隠伎国は、隠伎国送到移に記載がある。

(五月) 三日移函武合（盛地震返抄解狀）

### 同日移壱紙 烽相試狀

隠伎国は、烽の設置を節度使に報告する「置レ烽解狀<sup>(26)</sup>」、烽による通信試験を出雲国へ通知する「烽相試狀」を作成し、これらを中央へ上申する「地震返抄解狀」と一緒にして、出雲国へ送達している。その際、「地震返抄解狀」と「置レ烽解狀」はそれぞれ函に入れられ、遊牒が添えられた。それらの日付からは、隠伎国は自国の烽が設置された後、出雲国へ通信実験を通知したこともわかる。

つづいて、石見国送到移に目を転じたい。全二七カ条のうち

冒頭の六カ条が残存するにすぎないが、幸いなことに、本来は対象期間外の天平五年七月発行文書が四カ条収載されており、そのうち次の二カ条に節度使符が登場する。

十三日移節度使符壱道 差三點儲士一并国司・郡司等応二会集一状

十四日移節度使符壱道 国別応レ備レ幕状

ともに石見国移で、節度使符に添えられた遊牒である。節度使符が二通発行され、それぞれ節度使鎮所から石見国を経由して出雲国に送達されたことを示す。節度使符の内容からみて、出雲国だけを対象にしたとは考えがたい。特に後者の符には「国別」とあり、出雲国以外も含まれたことは明らかである。

この二通の節度使符について、「節度使鎮所→石見国→出雲国」の送達は確実であり、その先の「出雲国→伯耆国→因幡国」も十分に想定できる。問題は「出雲国→隱伎国」という送達の有無である。隱伎国送到移は完存しており、天平五年八月二十二日発行文書から記載が始まる。もし「出雲国→隱伎国」の送達があれば、隱伎国の返抄について記載されるはずであるが、それは確認できない。右の内容の節度使符を隱伎国にも送つたとみられる以上、「節度使鎮所→石見国→隱伎国」ルートによつたと考えざるを得ない。

ここで注意すべきは、先の一通の節度使符が鎮所から出雲国へ直接送達されたのではなく、石見国を介在している点である。鎮所は石見国に所在しており、具体的には国府（『和名類聚抄』によれば那賀郡）に併設された可能性が高い。そうであれば、〔節度使鎮所→石見国〕の移動距離はほとんどない。しかし、節度使と石見国は別個の組織であるため、節度使が石見国に符

を下した後、路次諸国の責任で順次遞送させたのである<sup>(27)</sup>。この点とも少し関連するが、石見国送到移にはもうひとつ、節度使に関する記載がある。

（八月）一日移壱道 送一節度使禄料一納レ絹韓櫃式合領状

これは石見国が出雲国に宛てた移である。節度使禄料として送る絹を納めた韓櫃二合を領収したことを通知する内容で、まさに返抄に他ならない。これによつて、節度使禄料の絹を出雲国が負担したことがわかる。しかし、他国が負担した絹の輸送に出雲国が関わった可能性も皆無ではない。

この問題を考える際、翌年の事例になるが、表2のNo.20「判官已下僕人已上依レ例応レ給禄料絹状」、No.21「節度使春夏禄短絹状」が注目に値する。No.20・21はともに節度使禄料に関わる。鎮所から出雲国までの送達日数は、No.20が九日、No.21が六日なので、これらは隱伎国を経由せずに出雲国にもたらされたことがわかる。もし仮に伯耆国・因幡国にも送達したのであれば、天平六年正月以降の記載が完存する伯耆国送到移に返抄の記載がなければならぬが、それは存在しない。これらの点から、No.20・21は出雲国のみに下されたことが判明する。

したがつて、前年における節度使禄料の絹についても、出雲国が負担した可能性が高まる<sup>(28)</sup>。このようにみたとき、No.20に「依レ例」の文言があり、出雲国の負担が当然視されていた点とも整合的である。

念のため述べておくと、右はあくまでも節度使禄料の絹に関することと、その他の負担は別途考へる必要がある。そうした一例として、長門国が負担した銅をあげたい。長門国には銅生

産遺跡として著名な長登銅山跡（山口県美祢市）が存在する<sup>(29)</sup>。本遺跡から約八〇〇点の木簡が出土し、うち約七〇点が銅付札木簡である<sup>(30)</sup>。銅付札木簡とは、竹内亮氏によれば、銅の宛先、銅の重量、銅インゴットの数量、製鍊工人名、月功、銅の品質を記載したもので（いくつかの項目を省略することもあつた）、インゴット数枚単位での銅の宛先・重量・品質を示すとともに、月単位での銅製鍊工人ごとの出来高を集計する機能をもつた<sup>(31)</sup>。その一点として、次に掲げるよう（（山陰道）節度使判官を宛先としたものがある（他に二点、節度使関係の可能性がある銅付札木簡がある）。

・節度使判官犬甘卅斤枚一

一三九×三一×九 ○三二

・額田部□□□四月功  
竹内氏が述べるよう、長登銅山の運営主体は長門国であつたと考えられる。右の木簡によつて、山陰道節度使が長門国に銅の送進を命じ、それに長門国が応じていたことがわかる。

小括

これまでの考察によつて、出雲国計会帳にみられる節度使符の送達ルートは、次の二つに大別されることが明らかになつた。  
A 節度使鎮所→石見国→隱伎国→出雲国→伯耆国→因幡国  
B 節度使鎮所→石見国→出雲国→伯耆国→因幡国

小括

もちろん、内容によつては出雲国で送達が打ち止めになる場合もある<sup>(32)</sup>。A・Bのうち、Bが採用されることが多かつた。その理由については、出雲国までの送達日数がAは三五日以上、

Bは一五日以下（実際の送達日数は標準的に五・六日）で、Bのほうが速やかな送達が可能となるからである。Bを基本とした上で、必要に応じてAを選択したといえよう。

そして、山陰道節度使の所管国には、山陽道の安芸・周防・長門の三カ国も含まれていた。山陽道諸国への節度使符の下達は、出雲国計会帳に記載されていないので、出雲国を経由しなかつたことがわかる。そこで、主要幹線道路である駅路のルートに目を向けてみると、『延喜式』兵部式82条に記された長門国の駅家の立地場所が目を引く。それによれば、長門国には山陽道駅路が通るだけでなく、長門国と石見国を結ぶ山陰道—山陰道連絡駅路も存在していた。これを参考にすると、山陰道節度使が安芸・周防・長門の三カ国に符を下す際には、石見国鎮所から反時計回りとなる、

節度使鎮所→石見国→長門国→周防国→安芸国  
というルートを使つた可能性が高い。

以上のように、山陰道節度使は、山陰道の因幡・伯耆・出雲・石見・隱伎、山陽道の安芸・周防・長門、の一二ブロックに分け、別々に符を下達していた<sup>(33)</sup>。石見国に節度使の鎮所が置かれた理由についても、山陰道—山陰道連絡駅路に示されているように、石見国が両道の結節点であつたこと、安芸・周防・長門の三カ国に接する山陽道諸国は石見国のみであつたことが関係しよう。

さて、律令制下において、ある一定の支配地域を複数のブロックに分け、命令下達・遣使などの単位にすることは珍しくなかつた。その代表が五畿七道である。七道については、西海道を除

く六道諸国が都から延びる駅路によつて束ねられたように、都を起点に設定されたbrookであった。

いま問題としている山陰道節度使の所管国の場合、結果的に山陰道諸国と山陽道諸国に分割されるとはいえ、起点が都ではなく、石見国の鎮所にあつた点は異なる。むしろ類似するのは、国内における「道前」「前後」という枠組みかもしれない。天平八年度（七三六）以前伊勢国計会帳に次のような記載がある。

為レ檢<sup>二</sup>水田熟不<sup>一</sup>、発<sup>二</sup>遣少掾佐伯宿禰鍬作道前、少目大倭伊美吉生羽道後<sup>二</sup>符<sup>一</sup>紙<sup>二</sup>。少掾佐伯宿禰鍬作請<sup>レ</sup>假<sup>二</sup>。仍替<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>九月<sup>一</sup>大倭伊美吉生羽<sup>二</sup>遣<sup>一</sup>神宮幣帛使所<sup>二</sup>。仍替<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>九月<sup>一</sup>大倭伊美吉生羽<sup>二</sup>遣<sup>一</sup>大目土師宿禰麻呂<sup>二</sup>。

これによれば、一三郡からなる伊勢国は、国府が所在する鈴鹿郡を境に、鈴鹿郡を含む北側の六郡を「道前」、南側の七郡を「道後」に分けて、部内巡回国司をそれぞれ任命・派遣し、国符も二通作成して郡から郡へ順次送つていた。こうしたbrook化は他国でも実施され、郡内でも類似の現象が認められる<sup>(34)</sup>。律令制下、通常の国郡里制とは別に、行政を効率よく進めるために、さまざまなbrook化がなされたのである。

### 三 解節度使解文の上申

解部には「解節度使解文壹拾伍条」とあり、本来一五カ条の記載があつた。うち冒頭一〇カ条分の記載が残る。それを整理したのが表3である。本章では、文書送達という観点から、若干の問題提起をしてみたい。

【表3】 出雲国計会帳の解節度使解文

| No. | 発行日           | 内 容  | 送達者(送達方法)         |
|-----|---------------|--|-------------------|
| 1   | 天平5年<br>8月20日 | 申送公文肆巻式紙（修理古兵帳一巻、新造兵器帳一巻、調庸新用帳一巻、軍毅譜第帳一巻、擬軍毅状一紙、差介正六位上勲十二等巨勢朝臣首名口〔令カ〕參狀一紙） | (記載なし)            |
| 2   |               | 介正六位上勲十二等居勢朝臣首名鎮所參向事   | (記載なし)            |
| 3   | 8月21日         | 軍毅等復任并擬少毅无位出雲臣福麻呂等合八人状申送事  | (記載なし)            |
| 4   | 9月24日         | 臥病伯耆国口〔大カ〕口生掃守部麻呂事   | 附同国久米郡木工山守連伊等志申送事 |
| 5   |               | 參向造弩生大石村主大国等合二人事   | 即附大国申送            |
| 6   | 9月27日         | 別当国司目正八位下小野臣淑奈麻呂事  | 附駅申送事             |
| 7   |               | 出雲与神門式郡置烽三処申送事   | (記載なし)            |
| 8   | 10月6日         | 進送兵器帳伍巻（修理旧兵帳一巻、新造兵器帳一巻、調庸帳一巻、儲士歴名帳一巻、兵馬帳一巻）                               | 附駅申送              |
| 9   | 10月15日        | 請今点兵土応収庸并遭水旱之災過於輸備調庸之時不堪徵収事  | 附駅申送              |
| 10  | 10月23日        | 射田利稻數口〔注カ〕口申送事   | (欠損)              |

#### (1) 解の送達者(送達方法)

まず取り上げたいのは、解の送達者(送達方法)である。表3をみると、No.4～6・8・9のように明記されたものがある一方で、No.1～3・7のように記載のないものもある（No.10は

欠損のため記載の有無は不明)。後者のうちNo.1～3は、No.2に「介正六位上勲十二等居勢朝臣首名鎮所参向」とみえる居勢首名が、No.1・3もあわせて送達したと考えられる(後述)。No.7は同日のNo.6と一緒に駅に附けて申送された可能性が高い。このようにNo.1～3・7は送達者(伝達方法)が自明であったため、省略されたと解される。

以上のように、同日に出された複数の解はまとめて送達されたが、次のNo.4・5はそうなつていらない。

九月

一、甘四日臥<sub>レ</sub>病伯耆国<sub>(大カ)</sub>□□生掃守部麻呂事右附 同国久米郡木工山守連伊等志<sub>一</sub>申送事

一、同日参向造弩生大石村主大国等合二人事

右即附<sub>二</sub>大国<sub>一</sub>申送

前者(No.4)は臥病者を報告したものである。伯耆国から鎮所へ向かう掃守部麻呂が途中出雲国で病気になり、その旨を記した出雲国解を同行者の山守伊等志が送達している(35)。後者(No.5)は、造弩生の大石大国ら二人が鎮所に参向するという内容で、大国が自ら送達している。それぞれ鎮所へ向かう者がいるため、別途送達されたわけである。こうした事例を除くと、同日に出された解は一括して送達するのが原則であったと考えられる。

そして、解の送達記載は、No.4・5のような「附<sub>二</sub>〇〇<sub>一</sub>申送(事)」、No.6・8・9のような「附<sub>レ</sub>駅申送(事)」、の二通りがあつた。「附<sub>レ</sub>駅」は、駅家ごとに通送するもので、駅家の駅長・駅子が通送業務に携わつたと考えられる。

ここで出雲国計会帳の解部全体を見渡してみると、駅制を使つた送達として、「附<sub>レ</sub>駅申送」と同義の「附<sub>二</sub>駅家<sub>一</sub>進上」の他に、「附<sub>二</sub>駅使〇〇<sub>一</sub>進上」が存在する。後者は駅使が解を直接持参するもので、駅家に送達を委ねていらない。「附<sub>二</sub>駅家<sub>一</sub>」と「附<sub>二</sub>駅使〇〇<sub>一</sub>」は、駅制利用という点では共通するが、送達業務に当事者が関与するかどうか、決定的に異なるのである。「附<sub>二</sub>駅家<sub>一</sub>」は解が送達されるだけであるが、「附<sub>二</sub>駅使〇〇<sub>一</sub>」の場合には、当事者が解の送達に関わるため、節度使の勘問を受けることもあつたと考えられる。「附<sub>二</sub>駅使〇〇<sub>一</sub>進上」は「附<sub>二</sub>〇〇<sub>一</sub>申送」に対応し、緊急性が高いことから、使者に駅制の利用を特別に許可したものである。

## (2) 兵器関係帳簿の上申

表3を通覧したとき、同内容の帳簿が二度上申された記載がある点が目を引く。それはNo.1とNo.8で、そのなかには次のような対応関係が認められる(ⒶⒷⒸはそれぞれ少し帳簿名が異なるが、同内容とみてよからう)。

- Ⓐ 「修理古兵帳一巻」(No.1) と 「修理旧兵帳一巻」(No.8)
- Ⓑ 「新造兵器帳一巻」(No.1) と 「新造兵器帳一巻」(No.8)
- Ⓒ 「調庸新用帳一巻」(No.1) と 「調庸帳一巻」(No.8)

ⒶⒷⒸが兵器関係の帳簿であることは明らかであるが、以下の理由から、Ⓒも同様であつたと考えられる。

第一章で掲げた『続日本紀』天平四年(七三二)八月壬辰条にみると、節度使の職掌に④兵器の修理があつた。兵器を実際に修理・新造するのは所管国であり、その進捗状況をⒶⒷⒸ

のような帳簿を使って報告したのである。『続日本紀』には、  
④兵器を修理・新造するための財源について特に触れていない  
が、②軍團の幕・釜に関しては、「今年応入レ京官物」を割き  
取ることが明記されている。これは中央財源となる調庸物を指  
すと考えられる。

兵器修理・新造の費用に調物を充てたことは、表2のNo.8  
「応レ造レ幕料布充レ価調短絹状」、No.13「応レ造<sub>二</sub>綿甲<sub>一</sub>料布応レ酬<sub>二</sub>調狭絶<sub>一</sub>并応レ用レ綿状」からもわかる。大宰府管内や陸奥・  
出羽両国などを除けば、諸国の調は原則として中央へ進上され  
た。この原則を一部曲げてまで、兵器などの整備に意を注いだ  
のである(36)。このように⑤も兵器関係帳簿とみてよい。

それでは、兵器関係帳簿の⑥～⑦は、No.1の八月二十日、No.  
8の十月六日の二度送られたのであろうか。結論を先に述べれ  
ば、送付は十月六日の一度だけであつたと考えられる。

まず確認すべきは、表3のNo.1・8はともに公文目録である  
点である。ここではNo.1を使って説明したい。

八月

一、廿日申送公文肆卷式紙修理古兵帳一卷、新造兵帳一卷、  
調庸新用帳一卷、軍毅譜第帳一卷、  
擬軍毅狀一紙、差<sub>二</sub>介正六位上勲  
十二等巨勢朝臣首名<sub>一</sub>□參狀紙  
(合カ)

一、同日介正六位上勲十二等居勢朝臣首名鎮所参向事  
一、廿一日軍毅等復任并擬少毅无位出雲臣福麻呂等合八  
人状申送事

相互に関連する三ヵ条の記載を掲げた。その一条目がNo.1に  
対応する。これは節度使に進上する六種類の公文を記した目録

(公文目録)である。「卷」を単位に数えるものと、「紙」を單  
位に数えるものが区別されており、前者は巻子物、後者は一枚  
物であったことを示す。巻子物は公文目録の細字双行だけにし  
か登場しないが、一枚物は細字双行の部分に加えて、別条にも  
記載された(37)。右の引用部分においても、少し表現は異なる  
が、「擬軍毅狀一紙」は三条目(No.3)に、「差<sub>二</sub>介正六位上勲  
十二等巨勢朝臣首名<sub>一</sub>□參狀紙」は二条目(No.2)に、それぞ  
れ再記載されている。

No.1～3の送達者(送達方法)は明記されていないが、出雲  
國介の巨勢(居勢)首名であろう。「国司・郡司等応<sub>二</sub>会集<sub>一</sub>」  
ことを命じる節度使符(第二章で言及した石見国送到移に記載)  
を受けて、首名は節度使鎮所に参向しており(38)、No.2のみな  
らず、No.1・3も持参したと考えられるからである。

右の史料で注目すべきは、擬軍毅狀は八月二十日公文目録に  
掲載されているが、それが実際に発行されたのは翌日であつた  
点である。同様の事例は他にもあり、公文目録に記された日付  
と実際の発行日が異なることは往々にしてあつた。したがつて、  
いま問題の兵器関係帳簿も八月二十日に発行されたと即断する  
のは禁物である。

このような視点をもつて出雲国計会帳の他の項目に目をやる  
と、次の記載が注目されてくる。表3のNo.8もあわせて掲げる。  
【A】節度使解文、天平五年九月二十七日(表3 No.6)  
一、廿七日別当国司目正八位下小野臣淑奈麻呂事

【B】節度使符、天平五年九月二日(表2 No.5)  
右依<sub>二</sub>九月一日口宣<sub>一</sub>件人注<sub>二</sub>姓名<sub>一</sub>附<sub>レ</sub>駅申送事

一、同日符壱道介正六位上勲十二等巨勢朝臣首名以事訖却還任所一状到レ国

【C】節度使符、天平五年十月二日（表2 No.9）

一、二日符壱道公文不申送一状以二十月八日到レ国

【D】節度使解文、天平五年十月六日（表3 No.8）

一、六日進送兵器帳伍卷修理旧兵帳一卷 新造兵器帳一卷 調庸帳一卷 儲土歷名帳一卷 兵馬帳一卷

右件公文卷軸附駅申送

【E】節度使符、天平五年十月十一日（表2 No.11）

一、同日符壱道造兵器別當國司目正八位下小野臣淑奈麻呂状以二十月廿日到レ国

これらを総合すると、以下の流れが浮かび上がる。

(1) 「九月一日口宣」を受けて、出雲国目的小野淑奈麻呂を

「(造兵器)別當國司」に任命する【A、E】。

この「口宣」は節度使の口頭による命令で<sup>(39)</sup>、造兵器別當國司の任命を出雲国に求めたものと考えられる。口宣を奉じたのは、八月二十日公文目録などを送達した巨勢首名であろう。首名は口宣が出された翌日の九月二日に帰国が許可され、同月十三日に出雲国へ到着した【B】。節度使は、首名の帰国に先立ち、造兵器別當國司を任命するよう口頭で迫つたのである。その背景としては、八月二十日公文目録に記載されながら、実際には兵器関係帳簿が提出されなかつたことが考えられる（後述のとおり【C】からも推定できる）。おそらく、兵器の修理・新造が芳しくなかつたからであろう。そこで節度使は、造兵器別當國司の任命を通じて、兵器の修理・新造を実現させ、兵器関係帳簿の速やかな提出を期したと考えられる。

(2) 九月二十七日、出雲国は造兵器別當國司を任命した旨を解に記載し、節度使に駅制を使つて報告する【A】。

出雲国解が発行されたのは、巨勢首名が帰国して一四日後のことでのことである。造兵器別當國司の任命が難航したことを暗示する。任命の旨を急ぎ節度使に伝えるために、緊急用の駅制を利用している。

(5) 十月十一日、節度使は造兵器別當國司の任命を了承する符を発行し、同月二十日に出雲国にもたらされる【E】。

了承の背景としては、十月六日公文目録に記載された兵器関係帳簿が、鎮所に届けられたことも大きいであろう。

そして、(2)と(5)の間には次の二つの出来事があつた。

(3) 十月二日、節度使は「公文不申送一状」という内容の符を作成し、それが同月八日に出雲国にもたされる【C】。

(4) 十月六日、出雲国は「修理旧兵帳一卷」「新造兵器帳一卷」「調庸帳一卷」を含む「兵器帳伍卷」を、公文目録とあわせて、駅制を使つて節度使へ送る【D】。

(3)の申送しなかつた公文の中身は書かれていらないが、一連の経緯から、兵器関係帳簿と造兵器別當國司の任命を報告する解と考えられ、より可能性が高いのは前者である。その公文の速やかな提出を節度使は求めたのである。

この十月二日節度使符が出雲国に到着したのは同月八日である。しかし実は出雲国はすでに、九月二十七日に造兵器別當國司の任命を報告し(2)、十月六日に公文目録とあわせて兵器関係帳簿を送達している(4)。ところが、これらが節度使鎮所に届くまでの時間差により、行き違い

が生じてしまった。

以上、(1)→(2)→(3)→(4)→(5)という流れが再現できる。兵器関係帳簿は八月二十日公文目録に掲載されたが即座に提出されず、十月六日に送られたとみることで、全体が整合的に理解できる。

### (3) 帳簿の選択的提出

節度使に提出された兵器関係帳簿以外の公文もみてみよう。

まず、前掲の八月二十日公文目録をみると、兵器関係帳簿の他に、「軍毅譜第一卷」「擬軍毅状一紙」がある(表3 No.1)。これらは軍毅・擬軍毅の考課の判定に必要な資料であつた(40)。本来、軍毅などの考課は国司がおこない、その結果を兵部省へ報告すればよかつた。しかし当該期には、節度使が考第を定めることになつていたため、十月十五日に「擬軍毅并軍毅等定考第一(中略)状」に関する節度使符が発行され、十月二十日に出雲国へ到着している(表2 No.12)。これを受けて、翌十月二十一日、出雲国は兵部省に対し「考文一卷」「考状一卷」を送つてゐる。

つぎに、十月六日公文目録には、兵器関係帳簿の他に、「儲士歴名帳一卷」「兵馬帳一卷」がみえる(表3 No.8)。これらもやはり十月二十一日に兵部省へ送られてゐる。

以上の兵部省宛の帳簿は、十月二十一日の解弁官解文に記された公文目録の内訳からわかる。

考文一卷、考状一卷、兵士簿目録一卷、兵士歴名簿四卷、点替簿四卷、儲士歴名簿一卷、烽守帳一卷、道守帳一卷、駅馬帳一卷、駅家舗設帳一卷、伝馬帳一卷、種馬帳一卷、

繫飼馬帳一卷、伯姓牛馬帳一卷、兵馬帳一卷、官器仗帳一

卷、伯姓器仗帳一卷、津守帳一卷、公私船(以下、欠損)

注目すべきは、兵部省に提出された公文のほうが、節度使に

提出された公文よりも種類が豊富なことである。すなわち、兵部

省に対しては、儲士歴名帳(簿)に加えて、兵士簿目録・兵士

歴名簿・点替簿も提出されている。また、兵馬帳の他に、駅馬

帳・伝馬帳・種馬帳・繫飼馬帳・伯姓牛馬帳も提出されている。

これら兵部省へ提出された帳簿は、その後、兵馬司に下され、全国の兵士・馬牛の状況を把握するための基礎資料とされた。

『令義解』職員令25条によれば、兵馬司は「牧及兵馬、郵駅、公私馬牛事」を職掌とし、「征行大事」と「公私共(供)給」に備えて、全国の馬牛を掌握することになつていた。こうした要請のもと、兵士や馬牛に関する各種帳簿が中央へ送られたのである。

これらの帳簿は節度使に提出されても不思議ではないが、現実には儲士歴名帳・兵馬帳だけにとどまつた。このうち儲士歴名帳は、「差二点儲士」を命じる節度使符(天平五年七月十三日石見国送到移に記載)を受けて提出されたものである。儲士とは、健児・選士とともに特別に簡点された兵力で、一般的な軍団兵士とは区別された。つぎに兵馬帳であるが、兵馬はその名のとおり、最も軍事的性格が強い馬である。このように、兵力の中核をなすと期待された儲士・兵馬にしほつて、その帳簿を節度使へ提出させたのである(41)。

さらに、兵部省に提出された帳簿のうち、官器仗帳・伯姓器仗帳についても、節度使に提出されたことを示す記載はない。

これらの帳簿に代わるのが、兵器関係帳簿、すなわち修理古兵帳・新造兵器帳・調庸新用帳であつたと考えられる。

ここで器仗について確認しておくと、軍防令42条に、

(前略) 其国郡器仗、毎<sub>レ</sub>年<sub>二</sub>年<sub>一</sub>年<sub>レ</sub>帳、附<sub>二</sub>朝集使<sub>一</sub>申<sub>二</sub>兵部<sub>一</sub>。

勘校訖、二月卅日以前録進。

とあり、營繕令8条に、

凡<sub>レ</sub>貯<sub>二</sub>庫<sub>一</sub>器仗、有<sub>二</sub>生<sub>一</sub>済<sub>二</sub>綻<sub>一</sub>斷<sub>二</sub>者、三<sub>二</sub>年<sub>一</sub>度<sub>二</sub>修<sub>一</sub>理<sub>二</sub>。若<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>出<sub>一</sub>給<sub>二</sub>破壞<sub>一</sub>者、並<sub>レ</sub>隨<sub>二</sub>事<sub>一</sub>料<sub>2</sub>理<sub>1</sub>。(中略) 在外者、役<sub>二</sub>當<sub>一</sub>處<sub>2</sub>兵<sub>1</sub>士<sub>2</sub>及<sub>2</sub>防<sub>1</sub>人<sub>2</sub>。(調度用<sub>二</sub>當<sub>一</sub>國<sub>2</sub>官<sub>1</sub>物<sub>2</sub>)。

とあるように、地方財源の「當國官物」(正税)を使つて器仗を修理し、朝集使が器仗帳を中央へ提出することになつていた。

一方、節度使体制下の兵器修理・新造費には、中央財源の調庸を充てた(42)。こうした特殊な状況のもと、通常の官器仗帳・伯姓器仗帳ではなく、修理古兵帳・新造兵器帳・調庸新用帳を節度使へ提出させたのである。儲士歴名帳・兵馬帳もそうであつたが、一部の帳簿に限定した点は注目に値する。

ところで、当該期における庸の取り扱いをめぐつては、次のような興味深い記載(表3 No.9)がみられる。

一、(十月)十五日請<sub>二</sub>今<sub>一</sub>点<sub>2</sub>兵<sub>1</sub>士<sub>2</sub>応<sub>レ</sub>收<sub>2</sub>庸<sub>1</sub>并<sub>レ</sub>遭<sub>二</sub>水<sub>1</sub>旱<sub>2</sub>之<sub>1</sub>災<sub>2</sub>  
過<sub>下</sub>於<sub>レ</sub>輸<sub>2</sub>備<sub>1</sub>調<sub>2</sub>庸<sub>1</sub>之<sub>2</sub>時<sub>1</sub>上<sub>2</sub>不<sub>レ</sub>甲<sub>2</sub>堪<sub>1</sub>徵<sub>2</sub>收<sub>1</sub>事<sub>2</sub>

右附<sub>レ</sub>駅申送

「水旱之災」を理由にして、「今点兵士」の庸の免除を節度使に要請したものである。もともと兵士は徭役(雜徭、歳役)庸が免除されていたが(賦役令19条)、「今点兵士」は新たに差点された兵士であつたため、庸の取り扱いが争点になつたのである。

この庸免請求の出雲国解が作成された同じ日、「(前略) 応<sub>レ</sub>徵<sub>2</sub>差加兵士庸<sub>1</sub>狀」という節度使符が出されている(表2 No.12)。「差加兵士」は「今点兵士」の言い換えたみてよからう。

このように十月十五日の時点では、節度使は今点兵士(差加兵士)から庸を徴収する方針をとつていた。しかし節度使は、右の出雲国解を受けとると、十二月六日に「應<sub>レ</sub>免<sub>2</sub>今<sub>1</sub>点<sub>2</sub>兵<sub>1</sub>士<sub>2</sub>庸<sub>2</sub>事<sub>1</sub>等<sub>2</sub>參<sub>1</sub>條<sub>2</sub>狀」という符(表2 No.16)を発行し、庸の免除を認めにいたる。庸は本来中央財源であつたが、節度使はその一部を使用することが認められていたこともあり、庸の免除の可否について判断したのである。

### おわりに

本稿では、出雲国計会帳の節度使関係文書の検討を通じて、天平期節度使体制下における文書送達の実態に迫つてみた。同時代の生の史料であるだけに、法制史料にはあらわれにくい、文書送達の実像を窺い知ることができた。特に重要な点を再整理しておこう。

(一) 節度使符の発行日は送達開始日と一致しない場合があつた。その傾向が強いのが、節度使の鎮所から却還(還却)する際に出された節度使符である。これは却還を許可する内容で、却還する本人が送達した。当時、符が発行されて数日後に却還するのが一般的であり、そのため送達開始が遅れたのである。このように、計会帳から導かれる送達日数は、実際の送達日数を必ずしも意味しない。

(二) 節度使は所管国に対し、①山陰道諸国の因幡・伯耆・

出雲・石見・隱伎、②山陽道諸国の安芸・周防・長門、の二ブロックに分けて別々に符を送達した。そして①の送達ルートは、A「節度使鎮所→石見国→隱伎国→出雲国→伯耆国→因幡国」、B「節度使鎮所→石見国→出雲国→伯耆国→因幡国」および「節度使鎮所→隱伎国」、の二通りがあつた。節度使鎮所から出雲国までの実際の送達日数は、Bは五～六日が標準的で、Aの場合は三五日以上を要した。送達はBによるのが基本で、必要に応じてAとされた。

(三) 所管国から節度使へ上申される解は、公文目録に記された日付と、その公文が実際に発行された日付が異なる場合があつた。なかには、公文目録に記載がありながら、送達されないものも存在した。送達方法については、鎮所に向かう者に託す場合、駅家ごとに通送する場合、の二通りがあつた。前者は解の内容に関わる当事者が送達するもので、節度使鎮所で勘問を受ける場面があつたと考えられる。

(四) 出雲国は膨大な公文（解）を作成し、中央のみならず、節度使に対しても上申している。同内容の帳簿を両方へ提出する一方で、片方のみにしか送らない場合もあつた。総じていえば、節度使に送達される帳簿のほうが少なく、より重要なものに限定していた様子が読み取れる。

本稿で取り上げた事柄以外にも、出雲国計会帳には注目すべき記載が多く含まれている<sup>(43)</sup>。今後の検討課題としたい。

### 【註】

(1) 計会制度については、以下の論文に詳しい。早川庄八

- 「天平六年出雲国計会帳の研究」（『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、初出一九六二年）、瀧川政次郎「律令の計会制度と計会帳」（『法制史論叢4 律令諸制及び令外官の研究』角川書店、一九六七年、初出一九六三年）、寒川照雄「計会制度に関する一考察」（森克己博士古稀記念会編『史学論集 対外制度と政治文化2』吉川弘文館、一九七四年）、山下有美「計会制度と律令文書行政」（『日本史研究』三三七、一九九〇年）、鐘江宏之「計会帳作成の背景」（『正倉院文書研究』五、一九九七年）、吉川聰「律令制下の文書主義」（『日本史研究』五一〇、二〇〇五年）、加藤麻子「律令計会制度考」（『古文書研究』七一、二〇二一年）など。すべての公文を計会の対象としたかどうか議論があるが、拙稿「日本律令国家の都鄙間交通体系」（『日本古代都鄙間交通の研究』塙書房、二〇一七年）で述べたように、限定的に捉える寒川・吉川・加藤論文に従うべきだと考える。
- (2) 拙稿「伊勢国計会帳の作成年代と浮浪人の通送」（註(1)著書所収、初出二〇〇〇年）で、本計会帳の作成年代について論じた。
- (3) 坂本太郎「正倉院文書出雲国計会帳に見えた節度使と四度使」（『坂本太郎著作集7 律令制度』吉川弘文館、一九八九年、初出一九三二年）、村尾次郎「出雲國風土記の勘造と節度使」（『律令財政史の研究 増訂版』吉川弘文館、一九六四年、初出一九五三年）、瀧川政次郎「山陰道節度使」（『國學院大學紀要』一五、一九七七年）、北啓太「天

- 平四年の節度使」（土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集 上』吉川弘文館、一九八四年）、原田諭「天平の節度使について」（『続日本紀研究』三二一、一九九九年）、小田切敏雄「天平四年節度使再考」（『法政史学』七〇、二〇〇八年）、中尾浩康「天平期の節度使に関する一考察」（『続日本紀研究』三八八、二〇一〇年）など。
- (4) 註(1) 拙稿。
- (5) 北啓太註(3) 論文、中尾浩康註(3) 論文など。
- (6) 大原良通「唐の節度使と日本の遣唐使」（『史泉』七七、一九九三年）など。
- (7) 節度使廃止とともになつて、『続日本紀』天平六年（七三四）四月庚寅条に「又免<sub>ニ</sub>諸道健兒・儲士・選士田租并雜徭之半」とみえる。
- (8) 天平宝字期の節度使についても、東海道節度使が東山道諸国の上野・武藏・下野を、南海道節度使が山陽道諸国（播磨・美作・備前・備中・備後・安芸・周防を、あわせて所管するという現象がみられた（『続日本紀』天平宝字五年十一月丁酉条）。
- (9) 早川庄八註(1) 論文、平川南「出雲国計会帳・解部の復原」（『漆紙文書の研究』吉川弘文館、一九八九年、初出一九八四年）、山下有美註(1) 論文、鐘江宏之a「公文目録と「弁官—国司」制」（『続日本紀研究』二八三、一九九二年）、同b「計会帳に見える八世紀の文書伝達」（『史学雑誌』一〇二一一二、一九九三年）、同註(1) 論文、野々村安浩「出雲国計会帳」にみる「交流」（瀧音能之編
- (10) ただし、第三章(1)で述べるように、解節度使解文では伝達者（伝達方法）が一部省略されている。また、すでに在京している使者に託す「遙附」の方法がとられることもあつた（早川庄八註(1) 論文）。
- (11) 鐘江宏之註(1) 論文。
- (12) 早川庄八註(1) 論文。
- (13) 鎮所の所在地について、京でない（坂本太郎註(3) 論文）、因幡国（村尾次郎註(3) 論文）という意見が出されていたが、早川庄八註(1) 論文によつて、石見国説が通説化する。その後、丹波国と見る伊藤卓爾「出雲国計会帳」にみる文書伝達の再検討」（『古代文化研究』一六、二〇〇八年）が出されたが、出雲国計会帳の基本的理説に問題があり、従うことはできない。註(27)も参照。
- (14) 逆に、別日に発行された節度使符が、出雲国に同日に到着した事例もある。第一が、九月二日発行のNo.5と、九月六日発行のNo.6・7で、九月十三日に出雲国へ到着している。第二が、十月十一日発行のNo.10・11と、十月十五日発行のNo.12・13で、十月二十日に出雲国へ到着している。いずれも送達日数に四日のズレが生じている。
- (15) No.6とNo.7（七日）、No.10とNo.11（九日）、No.12とNo.13（五日）、No.19とNo.20（九日）、No.23とNo.24（四七日）、No.28（四九日）。

と No. 29 (六日)、No. 30 と No. 31 (三九日)。

(16) 伝馬の利用を認めた No. 4 について、地方には原則として伝符が配備されなかつたことを考慮すると、節度使符が伝符の代用とされた（伝符の発給なし）可能性が出てくる。

伝符に代わる文書によつて伝馬を使用できたことは、拙稿「伝制の運用実態」（註（1）著書所収）で論じた。

(17) 天平五年（七三三）八月二十日発行・同月二十六日到着の節度使符（No. 3）を受けて、出雲国は九月二十四日に造弩生として大石大国ら二人を参向させ（後掲表3 No. 5）、十一月十五日に却還を許可する節度使符が発行されている（No. 14）。なお、大国らが参向する契機となつたのは No. 3 とみてよいが、九月六日発行・同月十三日到着の No. 6 によって、催促を受けた可能性もある。却還の際には「附前様（却還本郷）」（No. 14）とあり、弩の見本である「前様」が附されている。十月十一日に「預採枯弩材一状」という節度使符（No. 10）が出されており、却還に先立ち、弩の材料を採集するように命じている。これらを受けて、翌天平六年二月五日に、「要地六處儲置弩并応レ置レ幕料布狀」という節度使符（No. 24）が出され、要地へ弩を設置するように命じている。

(18) 鎮所から人を出雲国へ発遣する際の節度使符もみておく。

No. 18 「馬射博士少初位下城部惣智給伝馬發遣状」  
(一三日)

No. 29 「為レ造公文使録事正七位上少外記勲十二等壬生使主宇太麻呂所レ遣状」(六日)

ともに本人が送達したと考えられるものである。送達日

数よりみて、No. 29 は程なく発遣されたが、No. 18 はやや日数が経過してから発遣されたとみてよからう（No. 18 では伝馬が利用されており、路中で大幅に遅延したとは考えにくい）。

(19) No. 25 の烽設置命令に先立ち、出雲国の出雲郡・神門郡の三カ処で烽が設置されている（後掲表3 No. 7）。節度使符の記載状況から、三烽の設置命令は天平五年七月以前と判断される。三烽については、天平五年二月三十日勘造の『出雲國風土記』巻末記に記載された五烽のうち、馬見烽（出雲郡）・土椋烽（神門郡）・多夫志烽（出雲郡）に相当する可能性が指摘されている。残りの布自枳美烽（島根郡）・暑垣烽（意宇郡）は、『出雲國風土記』本文にも出てくるが、馬見・土椋・多夫志の三烽は登場せず、設置が遅れた可能性があるからである。いま問題の No. 25 で設置を命じられた烽は、この三烽と別物であることは確実であるが、隠岐国との通信に便利な地に設置されたことが窺えるのみで、具体的な比定地は検討を要する。出雲国内の烽をめぐる諸問題は、時野谷滋「出雲國風土記勘造後の増補」（『飛鳥奈良時代史の基礎的研究』国書刊行会、一九九〇年、初出一九五三年）、内田律雄「『出雲國風土記』の五烽」（山本清編『風土記の考古学3 出雲國風土記の卷』同成社、一九九五年）、門井直哉「『出雲國風土記』にみえる烽と剣について」（『条里制・古代都市研究』二七、二〇一一年）、伊藤卓爾「『出雲國風土記』の五烽と『出雲國計会帳』（出

雲古代史研究』二三、二〇一三年）など参照。

(20) ③の返抄は、諸国通送方式で出雲国から隠岐国に送達された太政官符二通、白書一通、民部省符一通に対応し、全体をひとつにまとめている。

(21) No. 24に「要地六処」という記載があるのを参考にした。北啓太註 (3) 論文は、出雲国の軍団三処、國府一処、成

二処であつたと推定する。

(22) 原田諭註 (3) 論文。

(23) 北啓太註 (3) 論文は、No. 30・31の節度使符が「節度使が京へ帰つてゐる間に発せられたもので、これらの鉢は京から送付されたものである」と述べる。たしかに、No. 23 「依」勅符「使司向レ京状」にみると、No. 30・31が出された時点に、節度使が京にいてもおかしくない。しかし、節度使の構成員すべてが京に戻つたわけではなかろう。No. 23の後にも複数の節度使符が出されており、それらは鎮所から出されたとみてよいと考える。もし仮に鉢が京から送付されたならば、前掲の五月二十五日伯耆国送到移は、返抄ではなく遊牒ということになるが、No. 30・31が出雲国へ到着する日付との関係で矛盾が生じる。よつて、鉢は鎮所から送付されたと考るべきである。そうであるとすれば、山陰道鎮所で鉢が製作されたことになる。そのためには、鉢の原料となる銅が必要となるが、後述するように、長門国から送進されたことがわかつてゐる。

(24) その実例については、小池伸彦「木箱と文書」(『木簡研究』一一、一九八九年)などを参照。

(25) 残り一カ国は石見国・因幡国のいづれかとなる。第三章

でも述べるように、節度使鎮所は石見国府に併設されないとみられるので、節度使は石見国に鉢を送る必要は特にない。よつて、残り一カ国は因幡国であろう。

(26) 「置レ烽解状」は節度使符を受けて作成された解であるので、その提出先は節度使と考えられる。節度使はすでに四月二十一日に停止された点に問題を残すが、しばらく残務処理のため鎮所に滞在したとしても不思議ではない。

(27) これはあくまでも諸国間の通送によつて送達する場合のことである。改めていうまでもなく、すべての節度使符が諸国通送によつて送達されたわけではない。たとえば、No. 1・4・5・7・14のような却還に関わる節度使符は、鎮所から出雲国へ却還する本人が送達したと考えられる。したがつて、天平六年度出雲国計会帳の石見国送到移が全二七カ条であり、節度使符の全三二カ条よりも少くとも、何ら不自然ではない。伊藤卓爾註 (13) 論文は、石見国送到移の数が少ないと問題にし、それをひとつの根拠にして、鎮所が石見国にあつたとする通説に疑義を呈するが、この批判は当たらない。

(28) 『延喜式』主計式上には、出雲国の調の品目のひとつとして白絹があげられている(48条)。なお、石見・隠岐・伯耆・因幡の四カ国のうち、因幡・伯耆国も白絹が調の一品目を構成していたが(46・47条)、節度使には送付されなかつたことになる。

(29) 池田善文『長登銅山跡』(同成社、二〇一五年)など。

(30) 最新の釈文は、美東町史編さん委員会編『美東町史』(改

(訂版) 資料編 (二〇〇四年)。

(31) 竹内亮「大仏料銅産出の歴史的前史」(栄原永遠男・佐藤信・吉川真司編『東大寺の新研究2 歴史のなかの東大寺』法藏館、二〇一七年)。

(32) これまで取り上げなかつた事例でいえば、表2のNo.19 「応レ申ニ送雜造物一状」、No.22 「甲一領袋式料表布純綿状」、No.32 「応レ進ニ上雜公文一状」は、伯耆国送到移に関連記載がなく、出雲国で送達が打ち止めになつた可能性が高い。

(33) 以上は送達ルートの観点から検討したものである。送達方法という観点からは、①使者による直送 (a専使の派遣、b便使への委任)、②諸国間の通送に分類できよう。

(34) 平川南 a 「出土文字資料からみた地方の交通」(『古代交通研究』一一、二〇〇二年)、同 b 『古代地方木簡の研究』(吉川弘文館、二〇〇三年)、同 c 『律令国郡里制の実像』上 (吉川弘文館、二〇一四年) など。

(35) 路次諸国は在路窮乏者を救済する義務があつた (戸令32条、賦役令31条、軍防令61条など)。

(36) このほか、第二章で言及した節度使料も調が充当された。

(37) 鐘江宏之註 (9) a 論文。

(38) 一方、参向した郡司としては、表2 No.4 に「飯石郡少領外從八位上出雲臣弟山給ニ伝馬參匹一還却状」とみえる出雲弟山が該当しよう。

(39) 坂本太郎註 (3) 論文など。

(40) 田原光泰「考状の成立」(『続日本紀研究』二二一七、二〇〇二年) 参照。

(41) もつとも、解節度使解文は十月二十三日以降の記載が欠損しているので、その後、兵士簿目録などが節度使に提出された可能性も皆無ではない。しかしその場合であつても、

これらの帳簿が遅れて提出されたことになり、早急に提出された儲士歴名帳・兵馬帳の重要性が浮かび上がる。

(42) 『続日本紀』天平四年 (七三二) 八月壬辰条の [5] に「又筑紫兵士、課役並免。其白丁者、免レ調輸レ庸」とある。このときは通常よりも税免除の範囲が大きく、兵士であれば調、白丁であれば庸まで免除されている。

(43) その一例として、次の解節度使解文 (表3 No.10) があげられる。

一、廿三日射田利稻数 □□申送事

(後欠)

吉永匡史「射田と軍団」(『律令国家の軍事構造』同成社、二〇一六年)によれば、射田は射芸訓練の奨励を目的に、養老三年 (七一九) の軍団削減を経て間もなく、各郡に一町ずつ設定された。右の記載からは、当年の出舉稻収納が完了した時点で、利稻数のみ節度使に報告した様子が窺える。射田に関する貴重な史料である。

[付記] 本稿は、二〇一七年度島根史学会大会 (二〇一七年九月九日) における口頭報告「出雲国計会帳の魅力—節度使関係文書を中心に—」を、改題・補訂したものである。

関係者の皆様に感謝申し上げる。なお、本稿は JSPS 科研費 (17K03065) の成果の一部である。

# 『出雲国風土記』にみえる動植物記事の一試論——禽を中心にして——

田村葉子

## 問題の所在

『風土記』は、八世紀の元明天皇が諸国に対し、①好き字を用いた郡郷の名、②地名の起源、③土地の肥沃、④その他の伝承、⑤諸国の産物などの五項目を記録して奏上せよ、という勅により成立した日本における最初の地理書である<sup>(1)</sup>。したがつて、全国の『風土記』が存在していたはずだが、その多くは途中で散逸してしまった。現在、一定のまとまつた内容をもつ写本は、『出雲国風土記』、『播磨国風土記』、『肥前国風土記』、『常陸国風土記』、『豊後国風土記』の五国に限られており、その他に約五十国の逸文が伝わる。

先に掲げた五国の中でも『出雲国風土記』は、①最も完全に近く写本も比較的多い、②書式の統一性が極めて高い、③動植物記事が最も多い<sup>(2)</sup>、などの特徴をもつ。それゆえ『出雲国風土記』については、写本研究<sup>(3)</sup>や、編纂者である出雲国造や神話、仏教といった祭祀関係<sup>(4)</sup>、地名や郡家の比定などの在地支配関係<sup>(5)</sup>、道路や駅家といった交通関係<sup>(6)</sup>など、考古学や文学の成果とつきあわせた多角的な検討が進められ、その研究史も膨大である。この状況を受けて、数多くの重要な研究成果を集大成した島根県古代文化センター編『解説

出雲国風土記』(一一〇一四年)が刊行されている。

また、近年はそれにとどまらず、風土記の持つ各種の在地情報を総合的に分析し、古代の社会論や景観論へと展開させる新しい動きもみせている<sup>(7)</sup>。動植物に関するいえば、植物については主に医学史から草(薬草)に関する研究<sup>(8)</sup>が、動物については谷口榮氏による水鳥の研究<sup>(9)</sup>がある。草に関する研究成果については要約すると次のとおりとなる。①『出雲国風土記』にみえる草は主に薬草である。②その種類や表記は、中國の本草本であり、八世紀の医療テキストとされた『新農本草經集注』<sup>(10)</sup>にほぼ沿つており、十世紀に成立した『延喜式典藥寮諸國進年料雜藥條の貢納品ともかなり一致する。なお、『新農本草經集注』とは、陶弘景が『新農本草經』などの本草本に注釈をつけ、六世紀の南朝に成立した私撰本草本である。③その他に薇蕨(ゼンマイ・ワラビ)、蕗(フキ)といった食用も僅ながら載せている。このように草に関しては、採録基準<sup>(11)</sup>や八世紀における知や情報の受容と伝播が明らかにされており、一定の成果をみていくといつてよい。動物については、谷口氏により水鳥は狩猟対象であること、その用途は日常の食料、神饌などの贋、交易品であることが推測されており、さら

に宴と関係も想定している。

以上、『出雲国風土記』の研究史を通覧すると、社会論や景観論も提唱されはじめたものの、圧倒的に律令制の支配とその実態の解明に偏っているとまとめられる。草を除く動植物に関しては、いまだに等閑視されている状況にあり、豊富な動植物記事に伴つた十分な検討がなされているとは言い難い。動物の比定が定まらない語句がいくつかみられる上に、草以外は採録基準が全く以て不明であり、『出雲国風土記』の史料性格については依然として検討の余地があるよう見受けられる。

そもそも『出雲国風土記』は、なぜこれほどまでに動植物記事が多いのか不問にされてきた。逆にいえば、これらの記事が『出雲国風土記』内においてどのような特徴をもち、その意義も示すことができれば、史料的性格の一端を考察する材料を提供できるのではないだろうか。こうした問題意識のもと、本稿はまず各郡の動植物記事を掲げ、次にその特徴を抽出するという基礎的な検証を行い、その上で見通しを述べることを目的とする。その際には、郡の動植物記事の中でも禽（鳥）に絞りたい。また、『出雲国風土記』は数多くの写本が存在するため、現伝するまとまった内容をもつ写本の中で、最古の写本と考えられる細川家本<sup>(12)</sup>の本文を底本に他の写本を以て校訂した佐藤信・沖森卓也・矢嶋泉『風土記』（山川出版社、二〇一六年）、及び『出雲国風土記』（同社、二〇〇五年）を使用する。また割注に対しても「」を入れた。

## 一 『出雲国風土記』の動植物記事の特徴

『出雲国風土記』の各郡の動植物記事は、山野の末尾にて草木（植物）と禽獸（動物）としてそれぞれの種類を掲げるというスタイルをとる。その郡ごとの草木禽獸をまとめたものが、以下に示す表1～3a・4に、出雲国の郡全体の数値をまとめたものが表5a・bとなる。

はじめに表5aによりつつ出雲国全体の数値についての検討を行う。各郡の草木禽獸の総数は三六八である。その内訳をみると、草が一五二（約四十二%）に、木が一〇八（約三%）に、禽が四十七（約十三%）に、獸は六十一（約十六%）という結果になった。草木（植物）と禽獸（動物）別にみると、草木（植物）の二六〇（約七十%）に対して、禽獸（動物）は一〇八（約三十%）と木と同数であり、その不均衡性が著しい。

『出雲国風土記』は、圧倒的に草木（植物）を、それも草（薬草）を採録しており、禽獸（動物）の少なさが際立つ。

続いて草木禽獸の項目別にみた郡ごとの数値の検討にうつりたい。草では意宇郡と神門郡の二十二種が最多の同数一位となつた。最少は出雲郡の八種である。最多と最少の差が十四と草木禽獸の中でも最も大きい。木についても、一位は意宇郡・神門郡・飯石郡が同数の十四種とともに並ぶ。すなわち、意宇郡と神門郡の草木（植物）数値は全く同数となる。禽では最多に意宇郡の七種が、最少に楯縫郡の四種がくる。総数の少ない禽では九郡中六郡も同数となり、均一性が最も強くみられた。獸では意宇郡・神門郡・仁多郡の三郡が八種同数の上位に、島根郡が四種の下位につける。ここで全項目において意宇郡と神門郡が一

表1 草

|     | 意 宇    | 島 根     | 秋 鹿    | 楨 繩    | 出 雲      | 神 門    | 飯 石    | 仁 多    | 大 原    |
|-----|--------|---------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 1   | 麦門冬    | 白朮      | 白朮     | 蜀椒     | 卑解       | 白斂 原白般 | 卑解     | 早解     | 白頭公    |
| 2   | 独活     | 麦門冬     | 独活     | 漆      | 百部根      | 桔梗     | 升麻     | 藍漆     | 桔梗     |
| 3   | 石斛     | 藍漆      | 女青     | 麦門冬    | 女委       | 藍漆     | 当饭(帰)  | 高本     | 苦茄 原苦茄 |
| 4   | 前胡     | 五味子     | 苦參     | 伏令     | 夜干       | 龍膽 原龍膽 | 独活     | 玄參     | 白芷     |
| 5   | 高粱量    | 原高粱量    | 苦參     | 貝母     | 細辛       | 商陸     | 商陸     | 百合     | 前胡     |
| 6   | 連翹     | 独活      | 牡丹     | 白斂     | 独活       | 繩斷     | 黃精     | 王不留行   | 独活     |
| 7   | 黃精     | 葛根      | 連翹     | 杜仲     | 葛根       | 独活     | 前胡     | 齊花     | 卑解     |
| 8   | 百部根    | 署預      | 伏令     | 人參     | 薇        | 白芷 原日芷 | 署預 原暑預 | 百部根    | 葛根     |
| 9   | 貫衆     | 卑解      | 藍漆     | 升麻     | 秦椒       | 白朮 原百求 | 瞿麥     | 細辛     | 茵芋     |
| 10  | 白朮     | 狼牙 狼牙一別 | 女委     | 署預 原暑預 | 百部根 原百部  | 女委     | 升麻     | 白前     |        |
| 11  | 署預     | 杜仲      | 細辛     | 白朮     | 百合       | 細辛     | 拔葜     |        |        |
| 12  | 苦參     | 芍藥 原芍谷  | 蜀椒     | 卷柏 原卷柏 | 白頭公 原百頭公 | 黃精     |        | 決目 原決月 |        |
| 13  | 細辛     | 前胡      | 署預 原暑預 | 石斛     | 白芨 原白恐   | 地榆     | 白斂     |        |        |
| 14  | 商陸 原口陸 | 百部根     | 白斂 原日斂 | 升麻     | 赤前       | 附子     | 女委     |        |        |
| 15  | 高本     | 石斛      | 芍藥     | 當歸     | 桔梗       | 狼牙     | 署預 原暑預 |        |        |
| 16  | 玄參     | 高本      | 百部根    | 石葦     | 葛根       | 離留     |        | 麥門冬    |        |
| 17  | 五味子    |         | 微蕨     | 麥門冬    | 秦皮       | 石斛     |        |        |        |
| 18  | 黃芩 黃々  |         | 蕷頭青    | 杜仲     | 杜仲       | 貴衆     |        |        |        |
| 19  | 葛根     |         |        | 細辛     | 石斛       | 繩斷     |        |        |        |
| 20  | 牡丹     |         |        | 伏令     |          | 女委     |        |        |        |
| 21  | 藍漆     |         |        | 葛根     |          |        |        |        |        |
| 22  | 薇      |         |        | 薇蕨     |          |        |        |        |        |
| 152 | 22     | 16      | 18     | 11     | 8        | 22     | 19     | 20     | 16     |
|     |        | 14%     | 11%    | 12%    | 7%       | 5%     | 14%    | 13%    | 11%    |

表2 木

|     | 意字  | 島根  | 秋鹿  | 楯縫  | 出雲 | 神門    | 飯石  | 仁多   | 大原  |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|-----|------|-----|
| 1   | 藤   | 藤   | 藤   | 藤   | 藤  | 藤     | 藤   | 藤    | 藤   |
| 2   | 李   | 李   | 李   | 李   | 李  | 李     | 李   | 李    | 李   |
| 3   | 檜梧  | 赤桐  | 原赤銅 | 赤桐  | 榧  | 蜀椒    | 蜀椒  | 檜    | 檜   |
| 4   | 杉相  | 白桐  | 白桐  | 榆   | 榆  | 楡     | 楡   | 楡    | 杉   |
| 5   | 赤桐  | 海石榴 | 椎   | 椎   | 赤桐 | 杉     | 椎   | 櫻    | 柏   |
| 6   | 白桐  | 楠   | 椿   | 赤桐  | 白桐 | 榧     | 楠   | 櫻    | 櫻   |
| 7   | 楠   | 楊   | 楠   | 白桐  | 椎  | 赤桐    | 楊梅  | 柏    | 櫟   |
| 8   | 椎   | 松   | 松   | 海石榴 | 椿  | 白桐？原白 | 楨   | 柏    | 椿   |
| 9   | 海石榴 | 椿   | 柏   | 楠   | 松  | 椿     | 柏   | 柏    | 椿   |
| 10  | 楊梅  |     | 楨   | 松   | 柏  | 楨     | 榆   | 楨    | 楊梅  |
| 11  | 松   |     | 楨   |     | 柘  | 松     | 櫻   | 々(梅) |     |
| 12  | 柏榧  |     |     |     | 榆  | 榧     | 椿   | 楨    | 楨   |
| 13  | 櫟   |     |     |     | 櫟  | 櫟     | 櫟   | 櫟    | 櫟   |
| 14  | 楨   |     |     |     | 楨  | 楨     |     |      |     |
| 108 | 14  | 9   | 10  | 11  | 10 | 14    | 14  | 13   | 13  |
|     | 13% | 8%  | 9%  | 10% | 9% | 13%   | 13% | 12%  | 12% |

表3a 禽

|    | 意字  | 島根 | 秋鹿  | 楯縫 | 出雲   | 神門  | 飯石  | 仁多  | 大原  |
|----|-----|----|-----|----|------|-----|-----|-----|-----|
| 1  | 雕   | 鳴鶲 |     | 雕  | 晨風   | 雕   | 鷹   | 鷹   | 鷹   |
| 2  | 晨風  | 隼  | 原阜  | 晨風 | 原晨々風 | 晨風  | 鳴   | 隼   | 晨風  |
| 3  | 山鷄  |    | 山鷄  |    | 山鷄   | 鳴   | 山鷄  | 鳴   | 鳴   |
| 4  | 鳩   |    | 鳩   |    | 山鷄   | 鳴   | 鳴   | 山鷄  | 山鷄  |
| 5  | 鶴   |    | 雉   |    | 山鷄   | 鶴   | 雉   | 原知鶴 | 雉   |
| 6  | 鳥   | 離黃 |     |    |      |     | 鶴   |     |     |
| 7  | 鶴   | 離黃 |     |    |      |     | 鶴   |     |     |
| 47 | 7   |    | 5   |    | 4    | 5   | 6   | 5   | 5   |
|    | 15% |    | 11% |    | 11%  | 13% | 11% | 11% | 11% |

表3b 禽の分類表

|     | 比定   | 数 | 意字    | ←島根  | 秋鹿   | 楯縫→    | 出雲     | 神門     | ←飯石  | 仁多     | 大原→    |
|-----|------|---|-------|------|------|--------|--------|--------|------|--------|--------|
| 猛禽類 | ワシ   | 5 | 1 雕   |      | 1 雕  |        | 1 雕    |        | 2 鷹  | 1 鷹    | 1 鷹    |
|     | タカ   | 4 |       |      |      |        |        |        | 2 鷹  | 1 鷹    | 1 鷹    |
|     | ハヤブサ | 9 | 2 晨風  | 隼    | 2 晨風 | 2 晨風   | 1 晨風   | 3 晨風   | 2 隼  | 2 晨風   | 2 晨風   |
| 狩獵鳥 | ヤマドリ | 9 | 3 山鷄  | 3 山鷄 | 3 山鷄 | 4 山鷄↑↓ | 3 山鷄↑↓ | 5 山鷄↑↓ | 3 山鷄 | 4 山鷄↑↓ | 4 山鷄↑↓ |
|     | ハト   | 9 | 4 鳩   | 4 鳩  | 4 鳩  | 3 鳩    | 2 鳩    | 4 鳩    | 4 鳩  | 3 鳩    | 3 鳩    |
|     | キジ   | 5 |       | 5 雉  | 5 雉  |        |        | 5 雉    | 5 雉  | 5 雉    | 5 雉    |
|     | ウズラ  | 2 | 5 鳥   |      |      |        |        | 6 鳥    |      |        |        |
| 他   |      | 1 | 6 鳥離黃 |      |      |        |        | 4 鳥    |      |        |        |
|     |      | 1 | 7 鶴   |      |      |        |        | 5 鶴    |      |        |        |

表4 獣

|    | 意字  | 島根 | 秋鹿  | 楯縫  | 出雲  | 神門  | 飯石  | 仁多  | 大原  |
|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1  | 熊   | 猪  | 猪   | 猪   | 猪   | 熊   | 熊   | 熊   | 熊   |
| 2  | 狼   | 鹿  | 鹿   | 鹿   | 狼   | 狼   | 狼   | 狼   | 狼   |
| 3  | 猪   | 猿  | 兔   | 兔   | 狼   | 猪   | 猪   | 猪   | 猪   |
| 4  | 鹿   | 飛鼯 | 飛鼯  | 狐原猴 | 兔   | 鹿   | 鹿   | 鹿   | 鹿   |
| 5  | 兔   |    | 狐   | 獮猴  | 兔   | 兔   | 兔   | 兔   | 兔   |
| 6  | 狐   |    | 獮猴  | 飛鼯  | 獮猴  | 狐   | 獮猴? | 原獮  | 獮猴  |
| 7  | 飛鼯  | 獮猴 |     | 飛鼯  | 獮猴  | 狐   | 獮猴  | 飛鼯  | 飛鼯  |
| 8  | 獮猴  |    |     | 飛鼯  | 飛鼯  | 飛鼯  | 飛鼯  | 飛鼯  | 飛鼯  |
| 61 | 8   | 4  | 6   | 6   | 7   | 8   | 7   | 8   | 7   |
|    | 13% | 7% | 10% | 10% | 11% | 13% | 11% | 13% | 11% |

表5a 出雲国の総計

|    | 意字      | 島根      | 秋鹿      | 楯縫      | 出雲      | 神門      | 飯石      | 仁多      | 大原      | 総計  | 割合   | 平均 | 差  |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|------|----|----|
| 郷  | 11 上郡   | 08 中郡   | 04 下郡   | 04 下郡   | 08 中郡   | 08 中郡   | 04 下郡   | 04 下郡   | 08 中郡   | 59  | 07   | 07 |    |
| 駅戸 | 03      | 01      | 00      | 00      | 00      | 02      | 00      | 00      | 00      | 06  | 01   | 03 |    |
| 神戸 | 03      | 0       | 01      | 01      | 01      | 01      | 00      | 00      | 00      | 07  | 01   | 03 |    |
| 余戸 | 01      | 01      | 00      | 01      | 00      | 01      | 00      | 00      | 00      | 04  |      | 01 |    |
| 総計 | 7 (41%) | 2 (12%) | 1 (06%) | 2 (12%) | 1 (06%) | 4 (24%) | 0 (00%) | 0 (00%) | 0 (00%) | 17  |      | 2  | 7  |
| 草  | 22      | 16      | 18      | 11      | 08      | 22      | 19      | 20      | 16      | 152 | 42%  | 17 | 14 |
| 木  | 14      | 9       | 10      | 11      | 10      | 14      | 14      | 13      | 13      | 108 | 30%  | 12 | 05 |
| 小計 | 36      | 25      | 28      | 22      | 18      | 36      | 33      | 33      | 29      | 260 | 71%  | 29 | 18 |
| 禽  | 07      | 05      | 04      | 05      | 06      | 05      | 05      | 05      | 05      | 47  | 13%  | 05 | 03 |
| 獸  | 08      | 04      | 06      | 06      | 07      | 08      | 07      | 08      | 07      | 61  | 16%  | 07 | 04 |
| 小計 | 15      | 09      | 11      | 10      | 12      | 14      | 12      | 13      | 12      | 108 | 29%  | 12 | 06 |
| 総計 | 51      | 34      | 39      | 32      | 30      | 50      | 45      | 46      | 41      | 368 | 200% | 41 | 21 |

表5 b 項目別の都順位

|      | 意宇22 | 神門22 | 仁多20 | 飯石19 | 秋鹿18 | 島根16 | 大原16 | 橋縫11 | 出雲08 | 152 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 草    | 14%  | 14%  | 13%  | 13%  | 12%  | 11%  | 11%  | 07%  | 05%  |     |
| 木    | 意宇14 | 神門14 | 飯石14 | 仁多13 | 大原13 | 橋縫11 | 秋鹿10 | 出雲10 | 島根09 | 108 |
| 小計   | 13%  | 13%  | 13%  | 12%  | 12%  | 10%  | 09%  | 09%  | 08%  |     |
| 意宇36 | 神門36 | 飯石33 | 仁多33 | 大原29 | 秋鹿28 | 島根25 | 橋縫22 | 出雲18 |      | 260 |
| 禽    | 意宇07 | 神門06 | 島根05 | 秋鹿05 | 出雲05 | 飯石05 | 仁多05 | 大原05 | 橋縫04 | 47  |
| 獸    | 意宇08 | 神門08 | 仁多08 | 出雲07 | 飯石07 | 大原07 | 秋鹿06 | 橋縫06 | 島根04 | 61  |
| 小計   | 13%  | 13%  | 13%  | 11%  | 11%  | 10%  | 10%  | 10%  | 07%  |     |
| 意宇15 | 神門14 | 仁多13 | 飯石12 | 大原12 | 出雲12 | 秋鹿11 | 橋縫10 | 島根09 |      | 108 |
| 総計   | 意宇51 | 神門50 | 仁多46 | 飯石45 | 大原41 | 秋鹿39 | 島根34 | 橋縫32 | 出雲30 | 368 |
| 備考   | 14%  | 14%  | 13%  | 12%  | 11%  | 11%  | 09%  | 09%  | 08%  |     |

表6 日本の猛禽類

|     | ワシ(大型 2種)                 | タカ(中小型 22種)                               | ハヤブサ(小型 1種)  |
|-----|---------------------------|---|--------------|
| 種類  | イヌワシ                      | クマタカ・オオタカ・ハイタカ・ミサゴなど                      | ハヤブサ         |
| 体躯  | イヌワシ全長約90cm               | クマタカ全長約80cm<br>全長約50cm~60cm               | 全長約40cm~50cm |
| 生息域 | 森林・草原                     | クマタカ…森林(生態系の頂点)<br>オオタカ…平地から山岳地帯          | 原野・海岸など開けた場所 |
| 食餌  | イヌワシ…オオカミ・コジカ             | クマタカ…ウサギ・キツネ・鳥類<br>オオタカ…キジ・ヤマドリ・ハト・ウサギ・カモ | シギ・カモなどの水鳥   |
| 備考  | オジロワシは北海道が南限であり<br>当時は領域外 | 日本での鷹狩はオオタカが一般的                           |              |

位と二位を占めること、同じ数値の郡が多いことに留意される。

最後に全項目の総数の郡順位を表5bとして掲げる。最多は意宇郡の五十一種である。次いで神門郡の五十種、以下、仁多郡の四十六種、飯石郡の四十五種、大原郡の四十一種、秋鹿郡の三十九種、島根郡の三十四種、楯縫郡の三十二種、最少は出雲郡の三十種と続く。先の考察をあわせると、各郡の動植物の数値は、均等性の強い傾向が認められる。

ここで草木禽獸の種類と記載順についても言及したい。『出雲國風土記』に掲載される動植物の種類はかなり絞られており、この傾向は総数が少ない動物でより顕著となる。木では藤・李・柏の三種、禽では晨風・鳩・山鷄の三種、獸に至っては猪・鹿・猿・飛鼯の四種が全郡に記載されている。つまり禽獸（動物）は、同じ種類のものが過半数を超えており、記載順も相対的に統一性がみられる。木についても、記載順に不統一性がみられる一方で、全郡において藤→李という順の書き出しで統一されている点に注意を払うべきであろう。

要するに『出雲國風土記』の各郡の動植物記事は、かなり定型的かつ省略的であることがいえる。この背後には、何らかのテンプレートの存在も匂わせる。これらとは対照的に、草だけは全郡に掲載される種類は一つもなく異彩を放つ<sup>(13)</sup>。しかも木禽獸に較べると、草は数値のみならず、その種類や記載順においても郡ごとの相違が大きい。

この中で禽に絞り、その種類と記載順（表3b）について子細に検討すると、以下の特徴を見いだせる。第一に、禽記事についてはA島根郡・秋鹿郡・楯縫郡の三郡と、B飯石郡・仁多

郡・大原郡の三郡、C意宇郡・出雲郡・神門郡の他の三つに区分できることである。特に、Aについては、島根・秋鹿二郡の種類と記載順が完全に一致する。すなわち両郡は同一記載である。楯縫郡も、雉を欠くなどその他は先の二郡と同一とみなせるであろう。Bについても、仁多・大原二郡が同一となり、飯石郡とは山鷄と鳩の記載順の入れ替わっていることを除けば、同一記載となる。第二に、雕と鷹に注意するとAは意宇郡に、Bは神門郡の記述に準拠しつつも、全体的としては意宇郡に準拠したと想定できることである。既に野々村安浩氏<sup>(14)</sup>が指摘しているが、島根郡余戸里や秋鹿郡神戸里、出雲郡神戸里における「説名、如意宇郡」や、楯縫郡の「南入海。雜物等者、如秋鹿郡説」と「凡北海所在雜物、如秋鹿郡説」、出雲郡の「東入海所在雜物、如秋鹿説也」と「凡北海所在雜物、如楯縫郡説」、神門郡の「凡北海所在雜物、如楯縫郡説」といった海の産物の記述、並びに神門郡末尾の「前件伍郡、並大海之南也」といつた記述、そして大原郡末尾の「前件參郡、並山野之中也」をあわせると、『出雲國風土記』の記事は、A・Bの五郡と、Cの三郡という二系統に分かれることと軌を一にする<sup>(15)</sup>。加えてワシの表記が、別字を含めると難解な「雕」に統一されており、別字がみえるのは一番目の意宇郡と二番目の島根郡に限られること、動植物全体でも比較的、詳細に書くのは二番目の島根郡までであること、残りの七郡や島根郡さえ省略されることが傍証としてあげられる。ただし、禽に関しては意宇郡と出雲郡のみその他の鳥がみられ、対となる点にも注意を払いたい。

以上の検討により『出雲国風土記』における郡の動植物記事は、①ほとんど植物を、それも草（葦草）を採録している。②木禽獸は定型的かつ省略的な記載である。草のみが異なる様相を呈している。③意宇郡と神門郡が全項目の上位を占める。④A・B五郡とC三郡の二系統に分かれるが、あらかじめ郡の數値などを決めて編纂した節も窺え、全体的には意宇郡に準拠したと推測できる。以上の四点の特徴を指摘できる。

## 二 出雲国風土記の採録基準

前章では郡の動植物記事の特徴を明らかにできた。これを受けて『出雲国風土記』の動植物記事についての編纂方針を示した部分を左記に掲げたい。

史料1 『出雲国風土記』出雲国總記

（前略）老、細認枝葉、裁定詞源。亦山野・浜浦之處、鳥獸之棲、魚貝・海菜之類、良繁多矣。不陳。然不獲止、粗挙梗概、以成記趣。（後略）

『出雲国風土記』の編纂者は、その冒頭において山野や浜浦にいる動植物が甚だ多く陳述しない。しかし、やむなく動植物のおおよその種類と概要をあげ、中国の地理書の一つである「記」の体裁をとつたと書いているのである。ここから『出雲国風土記』の動植物記事は、地理書の体裁をとるための副次的な情報であることが明らかになる。しかも冒頭で述べた動植物の概要を載せるという編纂方針は、次に掲げる一連の記事でも繰り返し確認できるのである。

史料2 『出雲国風土記』意宇郡

凡諸山野所在草木、（中略）禽獸、則有雕・晨風〔字或作隼〕・山鷄・鳩・鶴・鵠〔字或作離黃〕・鴟鴞〔作橫致。功鳥也。〕・熊・狼・猪・鹿・兔・狐・飛鼯〔字或作鼯、作蝸。〕・獮猴之族。至繁、全不可題之。

史料3 『出雲国風土記』島根郡南入海

（粟江）埼之西、入海塙也。凡南入海所在雜物、入鹿・和爾・鯨・須受枳・近志呂・鎮仁・白魚・海鼠・鰐鰕・海松等之類、至多、不可令名。

史料4 『出雲国風土記』島根郡北大海

凡北海所捕雜物、志毘・朝鮎・沙魚・烏賊・蠧蛸・鮑魚・螺・蛤貝〔字或作蚌菜。〕・棘甲瀛〔字或作石経子。〕・甲瀛・蓼螺子〔字或作螺子。〕・螺蠣子・石華〔字或作蠣犬脚也。或土曠於脚者。勢也。〕・白貝・海藻・海松・紫菜・凝海菜等之類、至繁、不可令称也。

これらの史料1～4により、『出雲国風土記』の動植物記事は、一貫して動植物の概要を記すという編纂方針がとられたといえるであろう。また、草を除く『出雲国風土記』の動植物記事が極めて定型的であり、省略や文章の繰り返しが多い理由もここに求めることができる。編纂者は動植物に対して精緻な記録を意図していない。恣意性の高い採録基準を設け、この基準に基づいて叙述し、省略を重ねたのである。とするならば、この恣意性の高い採録基準が、國家機構の価値観なのか、編纂者の価値観なのか、或いはその両方の価値観なのかが焦点になろう。なぜならば、その恣意性が『出雲国風土記』編纂の主体、ひいては史料性格を知る手がかりになると考えられるためであ

る。

これまでの考察をふまえた上で次の見通しを提起したい。先に結論から述べよう。『出雲國風土記』は、國家機構の採録基準が優先されたと考える。

草については、薬草貢納のための採取リストと考えられる。

繰り返すが、その薬草知識は半島より得た中国南朝の情報による。日本は、八世紀に制定した大宝医疾令を以て全国の医療と薬草の貢納体制が初めて成立し、その際に『新農本草經集注』が全国の医療テキストの一つとされた。薬草の採取については、『令集解』賦役令雜徭条古記並びに『政治要略』五十九、交代雜事（雜徭）所収の大宝医疾令に「医疾令云。薬品施。典藥年別支料。依<sub>二</sub>藥所<sub>一</sub>レ出。申<sub>二</sub>太政官<sub>一</sub>散下。令<sub>二</sub>隨時收採<sub>一</sub>者。又條。國輸<sub>レ</sub>藥之處。置<sub>二</sub>採藥師<sub>一</sub>。令<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>時採取<sub>一</sub>。其人功取<sub>二</sub>當處隨近。下配支者」という一文が伝わる。これによると、大宝令制下では国家機構における毎年の必要な薬物は、太政官が薬物産地の諸国からの申上を受けて進輸の指示を下し、諸国に採薬師を置いて採取することがわかる。また薬物を採取する際には、近場より雜徭を以て人手を確保したという。伝承的とはいえ『日本書紀』欽明天皇十五年二月条に百濟から五経博士に加えて医博士、及び採薬師なども派遣されたと記されている。

薬物の知識は、六世紀頃に半島を介して得た倭王権の情報に端を発し、大宝令制下では太政官が薬物の採取と貢納に関与することから、実態はともかく制度的には国家機構と国府機構に組み込まれていたことになる。

禽については、鷹狩という採録基準を提起したい。記載され

ている種類をみると、Aワシ・タカ・ハヤブサの猛禽類、Bヤマドリ・ハト・キジ・ウズラ、C意宇郡と出雲郡のみその他の鳥、すなわちA鷹狩に使われる猛禽類、B鷹飼の狩猟鳥、Cその他鳥に区分できるのである。

ここで鷹狩りの歴史を簡単にふりかえつておきたい。古代の日本では鷹狩を「鳥獵」「鳥狩」と称することも多い。鷹狩の起源は定かではないが、広大な空間と莫大な費用、そして調教などの技術と時間を要するため、紀元前より權威の象徴として世界的に広く行われていた。日本では六世紀以降に鷹狩を示す埴輪が広く出土しており、この頃に中国ないし半島から伝わったのであろう<sup>(16)</sup>。八世紀の鷹狩史料として、正倉院文書や平城京木簡<sup>(17)</sup>、大伴家持による一連の和歌があげられる。このうち地方での事例として大伴家持の和歌と詞書、及び伝承ではあるが八世紀に成立した仁德紀も、鷹狩に関する具体的な叙述があるため参考までに掲げたい。

#### 史料5 『万葉集』(伊藤博校注 角川文庫、以下同じ) 下、十

##### 七、四〇三五

放逸れたる鷹を思ひて夢見、感悦びて作る歌一首〔并せて短歌〕

大君の 遠の朝廷ぞ み雪降る 越と名に負へる 天離る 鄙にしあれば 山高み 川とほしろし 野を広み 草こそ茂き鮎走る 夏の盛りと 島つ鳥 鵜養がともは 行く川の 清き瀬ごとに 築さしなづさひ上る 露霜の 秋に至れば 野も多に 鳥すだけりと ますらをの 友誘ひて 鷹はしも あま

たあれども 矢形尾の 我が大黒に「大黒といふは蒼鷹の名なり」 白塗の 鈴取り付けて 朝猶に 五百つ鳥立て 夕猶に 千鳥踏み立て 追ふ毎に 許すことなく 手放れも をちもかやすき これをおきて またはありがたし さ慣らへる 鷹はなけむと 心には 思ひほこりて 笑まひつつ 渡る間に 狂れたる 醜つ翁の 言だにも 我れには告げず との曇り 雨の降る日を 鳥猟すと 名のみを告りて 三島野をそがひに 見つつ 二上の 山飛び越えて 雲隠り 翔り去にきと 帰り 来て しはぶれ告ぐれ 招くよしの そこになければ 言ふすべの たどきを知らに 心には 火さへ燃えつつ 思ひ恋ひ 息づきあまり けだしくも 逢ふことありやと あしひきの をてもこのもに 鳥網張り 守部を据ゑて ちはやぶる 神の 社に 照る鏡 倭文に取り添へ 祈ひ祷みて 我が待つ時に 娘子らが 夢に告ぐらく 汝が恋ふる その秀つ鷹は 麻都太 江の 浜行き暮らし つなし捕る 水見の江過ぎて 多祐の島 飛びた廻り 葦鴨の すぐく 古江に 一昨日も 昨日もあり つ 近くあらば いま二日だみ 遠くあらば 七日のをちは 過ぎめやも 来なむ我が背子 ねもころに な恋ひそよとぞ いまに告げつる

## (短歌略)

右は、射水の郡の古江の村にして蒼鷹を取獲る。形容美麗しくして 鶻雄群に秀れたり。時に、養吏山田史君麻呂、調試節を失ひ、野獵候に乖く。搏風の翹、高く翔りて雲に匿る。腐鼠の餌、呼び留まるに験靡し。ここに、羅網を張り設けて、非常を窺ひ、神祇に奉幣して、不虞を持む。こ

りやすき これをおきて またはありがたし さ慣らへる 鷹はなけむと 心には 思ひほこりて 笑まひつつ 渡る間に 狂れたる 醜つ翁の 言だにも 我れには告げず との曇り 雨の降る日を 鳥猟すと 名のみを告りて 三島野をそがひに 見つつ 二上の 山飛び越えて 雲隠り 翔り去にきと 帰り 来て しはぶれ告ぐれ 招くよしの そこになれば 言ふすべの たどきを知らに 心には 火さへ燃えつつ 思ひ恋ひ 息づきあまり けだしくも 逢ふことありやと あしひきの をてもこのもに 鳥網張り 守部を据ゑて ちはやぶる 神の 社に 照る鏡 倭文に取り添へ 祈ひ祷みて 我が待つ時に 娘子らが 夢に告ぐらく 汝が恋ふる その秀つ鷹は 麻都太 江の 浜行き暮らし つなし捕る 水見の江過ぎて 多祐の島 飛びた廻り 葦鴨の すぐく 古江に 一昨日も 昨日もあり つ 近くあらば いま二日だみ 遠くあらば 七日のをちは 過ぎめやも 来なむ我が背子 ねもころに な恋ひそよとぞ いまに告げつる

## 史料6 『万葉集』下、十九、四一七八

(天平勝宝二年三月) 八日に白き大鷹を詠む歌一首 「并せて短歌」

あしひきの 山坂越えて 行きかはる 年の緒長く しなざかる 越にし住めば 大君の 敷きます国は 都をも ここも同じと 心には 思ふものから 語り放け 見放く る人目乏しみと 思ひし繁し そこゆゑに 心なぐやと 秋づけば 萩咲きにほふ 石瀬野に 馬だに行きて をち こちに 鳥踏み立て 白塗の 小鈴もゆらに あはせ遣り 振り放け見つつ いきどほる 心のうちを 思ひ延べ 嬉しひながら 枕付く 妻屋のうちに 鳥座結ひ 据ゑて ぞ我が飼ふ 真白斑の鷹

矢形尾の 真白の鷹を やどに据ゑ 握き撫で見つつ 飼はくしよしも

## 史料7 『日本書紀』仁德天皇四十三年九月庚子朔

依網屯倉の阿弭古、異しき鳥を捕りて、天皇に献りて曰さく、「臣、毎に網を張りて鳥を捕るに、未だ曾て是の鳥の類を得ず。故、奇びて獻る」とまうす。天皇、酒君を召して、鳥を示せて曰はく、「是、何鳥ぞ」とのたまふ。酒君、

対へて言さく、「此の鳥の類、多に百濟に在り。馴し得て能く人に従ふ。亦捷く飛びて諸の鳥を掠る。百濟の俗、此の鳥を号けて俱知と曰ふ」とまうす。「是、今時の鷹なり。」乃ち酒君に授けて養馴む。幾何もあらずして馴くること得たり。酒君、則ち韋の縉を以て其の足に著け、小鈴を以て其の尾に著けて、腕の上に居ゑて、天皇に獻る。是の日に、百舌鳥野に幸して遊獵したまふ。時に雌雉、多に起つ。乃ち鷹を放ちて捕らしむ。忽に数十の雉を獲つ。是の月に、甫めて鷹甘部を定む。故、時人、其の鷹養ふ処を号けて、鷹甘邑と曰ふ。

史料5は、越中守であつた大伴家持が、上京した留守中に鷹匠が逃がしてしまつた鷹が戻るという吉夢をみて詠んだものである。大伴家持は、聖武朝の天平十八年（七四六）に越中守に任じられ、孝謙朝の天平勝宝三年（七五一）まで五年ほど越中国に赴任していた。よつて史料5は、越中國へ赴任した翌年の天平十九年（七四七）九月二十六日のある蓋然性が高い。史料5からは、仁德紀の記事と同じく鷹の尾に鈴<sup>(18)</sup>をつけること、秋の朝夕に野にいる鳥を捕えたこと、鷹は越中國の射水郡古江村で捕獲したこと、蒼鷹とあるため三歳の幼鳥<sup>(19)</sup>と推測できること、鷹匠は「養吏」山田史であるなど、当時の鷹狩の様相を具体的に知ることができよう。

史料6も、巻十九が天平勝宝二年（七五〇）三月一日から始まり、作中の「越にし住めば」とあることから、天平勝宝二年（七五〇）三月八日に同じく越中國で作られた歌と推測できる。この和歌では大鷹とあり、地方における鷹の飼育形態が窺える。

「妻小屋」とは鷹を恋ふるなど鷹を妻に見立正在ることから、「鳥座」とあわせて鷹小屋を指すのであろう。家持が飼つている鷹をなでるとあるため、国府内の国司館に鷹小屋を置いた可能性が強い。史料7は、鷹狩の初出とされる伝承である。倭王権の鷹狩の技術は、百濟王族の酒君<sup>(20)</sup>が調教したとするところから百濟系の、つまり半島の技術によつたこと、鷹及び鷹の具体的な調教道具や、野において大量の雉をとつたなど家持の和歌と相通ずるところが少なからず認められる。『日本書紀』が成立した八世紀の影響を見てとれるかもしれない。

以上史料5～7より、次のことが明らかになる。第一に、八世紀の鷹狩は国家機構にとどまらず、国府機構においても捕獲・調教・飼育・鷹狩が広く行われていたことである<sup>(21)</sup>。すなわち八世紀の鷹狩は、天皇など握りの特権者に限られた九世紀の鷹狩と異なる様相をみせている。史料5の前年となる『続日本紀』天平十七年（七四五）九月十九日条の「(聖武)天皇不<sub>予</sub>。(中略)令<sub>ニ</sub>諸國所有鷹・鶲並以去<sub>ニ</sub>」<sup>(22)</sup>もこれを裏付け<sub>る</sub>。とするならば地方での鷹狩の主体は、まずは国司が想定され<sub>る</sub>。そもそも國家の権威を示すという鷹狩の性格を考慮すれば、八世紀段階の鷹狩は元日朝賀と同じ位置づけだったのではないだろうか。

これを受けて『出雲国風土記』に島根郡稻積島「有松木鳥之栖<sup>(23)</sup>」や、楯縫郡北大海自毛埼「松・柏叢時、即有晨風之栖也」、そして出雲郡門石島の「有鷺之栖」といった鳥、それも猛禽類の巣の記述が散見することが注目される。さらに細川家本の写本が島根郡鳥島にて「有島栢」と書写した部分は、鳥島という

名称から「有鳥栖」の誤写である可能性もある(24)。これらの場所は、島根半島に点在する島、ないしは岬などいわば海岸地帯にある。ここで鷹狩用の猛禽類の捕獲について若干の説明を加えたい。鷹狩り用の猛禽類は、いずれ死亡するにも関わらず、繁殖させることができないため、常に野生から補充する必要に迫られる。その捕獲方法は、餌と網を用いて成鳥を捕える「網懸」と、特定の鳥巣を人が監視し、巣立直前の幼鳥を捕える「巣鷹」の二通りがある。大伴家持の鷹は射水郡古江村海岸地帯にて捕獲したと明記しており、『出雲国風土記』の鳥巣記事の地形と共に通性を見いだせる。よって鷹狩という採録基準が許されるのであれば、これらの鳥巣記事は、鷹狩に使う猛禽類の「巣鷹」の捕獲場という解釈も可能であろう(25)。

第二に、鷹狩も海外より受容しており、河内国交野郡山田郷が本貫地と推測される山田史という渡来系氏族が国司づきの鷹匠になつてゐることである。すなわち鷹狩の技術は国家機構が國府と機構へ分配した技術という見方もとることができる。その具体的な方法については野が多く、野にいる鶴・雉・鳩といつた中・小型の鳥類が飛び立つ瞬間に、手にのせた鷹を放して捕えたとみられる。この方法は、晨風（ハヤブサ）が全郡記載されるように、小型の猛禽類が中心だつたためであろう。表6のとおり、日本で最大の猛禽類となるイヌワシは、体長が約八十センチメートルに、両翼を広げると約二メートルにもなるため、ノウサギ・キツネ・コジカ・オオカミさえも捕獲できることが知られる。だが、小型の猛禽類では、自ずとその獲物も小型の鳥類とならざるを得ない。史料7の仁徳紀でも雌雉を多数捕つ

たみえ、やや時代が下る『日本紀略』天長七年（八三〇）十月廿七日条の「幸三北野」。猶<sub>ニ</sub>鶴・雉<sub>ニ</sub>水鳥<sub>ニ</sub>も参考すれば、『出雲国風土記』の鴛鴦（オシドリ）などの数多くの水鳥記事も、鷹狩の獲物として載せたと理解することもできよう。また、イヌワシの獲物を考慮すれば、獸にも鷹狩という採録基準が及ぶ可能性も生じる。

以上、『出雲国風土記』の各郡の動植物記事は、國家機構の価値観に基づいた採録基準がとられた可能性が濃厚であり、國家機構情報から派生した情報を載せたという想定も成立する。この見地にたてば、意宇郡と神門郡が最も記事量が多い理由も説明しやすくなるのではないか。意宇郡は言うまでもなく、出雲国府が置かれた出雲国の政治の中核地である。二番目に多かつた神門郡については、駅戸二戸・神戸一戸・余戸一戸と全種類の戸が設置された点に注目したい。中枢地たる意宇郡を除けば、全種類の戸を設置した郡は、神門郡より他にないためである。先学の中には杵築大社がある出雲郡が出雲国のもう一つの政治拠点と見る向きもあるが、古代では國府のある意宇郡に近い熊野大社が、「天神」と称されるように、「國神」とされる杵築大社よりやや上格に位置づけられていること、出雲国造は意宇郡を基盤としており、意宇郡に神郡が置かれたこと、『出雲国風土記』にみえる神戸の設置状況、神門郡の「吉栗山。郡拠点は、秋鹿郡・出雲郡・神門郡・意宇郡の四郡にあり、出雲郡よりも神門郡や意宇郡が重視されていたとみた方が自然であ

る。

これはおそらく当時の地形と交通に基づくのであろう。神門郡付近の地形は、『出雲国風土記』に記すところによれば、奥出雲を水源とする当時の斐伊川は、杵築大社のある出雲郡杵築郷などをへて神門水海へ流入しており、そこは出雲郡と神門郡の境界であった。杵築大社は、その神門水海の北側に面しているらしい<sup>(26)</sup>。神門郡の交通については、水路では斐伊川を介した奥出雲とのルートと、入海を介した意宇郡とのルートの存在を窺わせる記事がある。陸路では駅戸が示すとおり、官道である山陰道駅路の存在が大きい。出雲国の山陰道駅路には野城駅—黒田駅—宍道駅（以上、意宇郡）—狭結駅—多岐駅（以上、神門郡）の五つの駅が置かれ、黒田駅の近くに国府が、狭結駅に神門郡家が併設されたと推測できる。加えて石見国安濃郡（現大田市東部）と飯石郡家につながる二つの通路も抱えていた。つまり八世紀半ばの神門郡は、二つの水路と三つの陸路の計五つの交通が交わつた要衝地とみなせるのである。日本の古代国家倭は、その支配にあたりヒト・モノ・情報という交通の独占が必須であった<sup>(27)</sup>。独占した最新情報を各地に発信することを以て優位性を保つていたためである。これにより水陸交通の要衝地は、そのまま政治拠点に置き換えられる。少なくとも『出雲風土記』内の神門郡は、意宇郡につぐ政治拠点と位置づけられており、国府のある意宇郡と最も密接な関係を有した郡であることを窺わせないだろうか。ゆえに意宇郡と神門郡の動植物の記事量の多さは、國家機構の動植物情報から国府機構へ、国府機構から神門郡を間に山の三郡へ派生した情報を下敷

きにした、という見方をとれば説明しやすい。とするならば、『出雲国風土記』も、他の風土記と同様、最終編纂者として国司も視野に入れるべきであろう<sup>(28)</sup>。

### 三 結びにかえて

近年、風土記は在地情報もあわせもつゆえ、在地の実態に迫ることができる数少ない史料という史料評価を受けるようになつた。だが、風土記は国家の一元的支配を貫徹するために、領域内の各国の地理を掌握すること、すなわち空間の支配を目的とした書物である。他の風土記では国司が編纂し、提出したと考えられていること、『出雲国風土記』も国司に体現される国家機構の価値観による採録基準が優先されたという今回の検討結果が妥当ならば、国家の価値観により再編成された在地情報という史料性格について改めて念頭に置く必要がないだろうか。動植物記事に国家の支配と密接な関係性が想定されるのも当然の帰結となろう。『出雲国風土記』における動植物記事は、地理書の体裁をとるための副次的な情報と位置づけられたから、在地の生業や実態を反映した情報と見なし難い<sup>(29)</sup>。むしろ各郡の動植物記事に限れば、国家の情報が国府を介して各郡へ伝達され、各郡はこれをもとに編纂し、国司が最終的に編纂及び提出したことも可能性の一つとしてあげられるのである。

今回は郡の動植物を、それも禽に絞った極めて限定的な検討から見通しを述べた。木や獸などは勿論のこと、検討範囲をすべての動植物に拡大させること、実態との見極めにも慎重さが求められるため、考古学や生物学との協働も必須となろう。い

すれも今後の課題としておきたい。

(洋泉社編集部 編『古代豪族 古代史研究の最前線』二〇一五年)などを参照。

### 【註】

- (1) 『続日本紀』和銅六年(七二三)五月甲子条。
- (2) 植物文学史から、『出雲国風土記』にみえる植物名は、計百十二種を数えられると指摘している。松田修『古典植物辞典』(講談社学術文庫、二〇〇九年、初版一九八〇年)。
- (3) 平野卓治 a 「『出雲国風土記』の写本に関する覚書」(『古代文化研究』四、一九九六年、島根県古代文化センター)、 b 「『出雲国風土記』島根郡加賀郷条についてー『出雲国風土記』の写本に関する覚書(二)」(『古代文化研究』五、一九九七年、島根県古代文化センター)、古代文化センターによる「資料調査ー『出雲国風土記』写本の調査」後に「『出雲国風土記写本の調査』と改名(一)」(『古代文化研究』十二、一九九七年・二〇〇四年)、伊藤劍「日御碕本『出雲国風土記』から『出雲風土記抄』へ・捨仮名の本文化に見る写本系統の再検討」(『上代文学』一二、二〇一四年)などを参照。
- (4) 森田喜久男「神仏への祈りと神話の世界」(『松江市史』通史編一、自然環境・原始・古代、二〇一四年)、坂江涉『日本古代国家の農民規範と地域社会』(思文閣出版、二〇一六年)、久禮旦雄「境界を越えるものー『出雲国風土記』の鬼と神」(アジア遊学『怪異を媒介するもの』勉誠出版、二〇一五年)、大日方克己「『出雲国造家』の成立過程」
- (5) 野々村安浩「『出雲国風土記』が語る松江」(『松江市史』通史編一、自然環境・原始・古代、二〇一四年)、大橋泰夫『出雲國誕生』(吉川弘文館、二〇一六年)。
- (6) 『出雲国古代山陰道発掘調査報告書』(出雲市教育委員会、二〇一七年)。
- (7) 坂江涉前掲4論文、野々村安浩前掲5論文など参照。
- (8) 立木修「藤原宮出土の薬物木簡と古代医療の一侧面ー七・八世紀における石薬使用の可能性をめぐつてー」(『古代文化』四一、一九八九年十二月)、鳥越泰義『正倉院薬物の世界』(平凡社新書、二〇〇五年)などを参照。
- (9) 谷口榮「『出雲国風土記と水鳥』(『古代文化研究』十三、島根県古代文化センター、二〇〇五年)。
- (10) 松田修氏は、『出雲国風土記』の薬草名を『新農本草經』によると解釈する。しかし『新農本草經集注』は、『神農本草經』本文と『名医別録』本文を朱墨でモザイク状に書き分けており、さらに「薬對」本文と陶弘景の注については細字双行にて書き記すというスタイルをとる。このスタイルにより散逸した『神農本草經』本文が今日まで知りえるのである。ゆえに『新農本草經』とするのは速断すぎる。律令制官司の典藥寮は、桓武朝の延暦六年(七八七)に『新修本草』へ変更するまで『新農本草經集注』を医療テキストの一つとして使用していた(『続日本紀』延暦六年五月十五日条など)。書名を記した藤原宮木簡もあるから、

総合的には『新農本草經集注』が最も妥当と判断される。但し本家の中国（唐）では、それ以前の七世紀半ばに最初の勅撰本草本となる『新修本草』が成立し、新しい医療情報を創出していた。その『新修本草』は、杏雨書屋所蔵の旧仁和寺本『新修本草』卷十五「天平三年（七三一）歳次辛未七月十七日書生田辺史」の奥書きに従えば、まさに風土記を編纂していた時期に伝来している。よつてこちらを参考した可能性も否定はできない。

- (11) 意宇郡にて初めて動植物を記す際に「至繁全不可題之」、すなわち種類が多いゆえ全て記録することはできないといふ一文があり、採録基準を設けたことが窺える。
- (12) 細川家本の奥書きに「以江戸内府御本令書。写遂一校畢。慶長二年冬十月望前三日。丹山隱士（花押）」とみえる。これにより慶長二年（一五九七）に、時に六十四歳の細川幽斎が徳川家康が所有していた『出雲国風土記』を書き写したことなどがわかる。
- (13) 草において最多は九郡中の七郡の独活であつた。
- (14) 野々村安浩前掲5論文。ただし、野々村氏は、最終編纂者を秋鹿郡人神宅臣金理とし、最終責任者を出雲国造帶意宇郡大領出雲臣広島という見方を示している。
- (15) 下野国においても、国内に広域の複数郡による行政ブロックが存在したという想定が可能である。大橋泰夫「下野の瓦生産と行政ブロック」（塙静夫先生古稀記念論文集『栃木の考古学』塙静夫先生古稀記念論文集「栃木の考古学」刊行会、二〇〇三年）。

(16) 最新の考古学では、基峰修「鷹の文化史的考察」（『人間社会環境研究』三〇、二〇一五年九月、金沢大学大学院人間社会環境研究科）を参照。

(17) 天平十年度（七三八）筑後國正税帳と周防國正税帳や、天平十七年（七四五）四月二十一日兵部省民部省移など。また、鷹とセットとなる犬に工サを支給する長屋王木簡も出土している。

- (18) 『播磨国風土記』揖保郡「鈴喫岡。所<sub>三</sub>以号<sub>二</sub>鈴喫<sub>一</sub>者、品太（応神）天皇之世、田<sub>二</sub>於此岡<sub>一</sub>、鷹鈴墮落<sub>。</sub>」
- (19) 『倭名類聚抄』十八、羽族部二八、羽族名第二百三十一鷹「廣雅云。（略）三歲名之青鷹・白鷹」
- (20) 『日本書紀』仁德天皇四十一年三月条。
- (21) 秋吉正博「国司養鷹の展開」（『日本古代養鷹の研究』思文閣出版、二〇〇四年）。

- (22) 類例として以下の二例があげられる。①『続日本紀』養老五年（七二一）七月廿五日条「宜下其放鷹司鷹狗・大膳職鷹鷦鷯・諸国鷄猪。悉放<sub>二</sub>本處<sub>一</sub>。令上遂<sub>二</sub>其性<sub>一</sub>。」（中略）其放鷹司官人并職長上等且停<sub>レ</sub>之。所レ役品部並同<sub>二</sub>公戸<sub>一</sub>、  
②『同書』神亀五年（七二八）八月甲午条「詔曰。朕有レ所レ思。比日之間。不<sub>レ</sub>欲養<sub>レ</sub>鷹。天下之人。亦宜<sub>レ</sub>勿<sub>レ</sub>養。其待<sub>二</sub>後勅<sub>一</sub>。乃須<sub>レ</sub>養<sub>レ</sub>之。」養老五年（七二一）の放鷹司の鷹と犬、及び大膳職の鷹鷦鷯の放鳥や、放鷹司の一時停止は、元明太上天皇の病を受けて、神亀五年（七二八）の鷹の飼育の一時禁止は、聖武天皇の皇太子である某王の病を受け回復を願つて行つたと考えられる。

- (23) 『万葉集』十四、東歌雜歌、三四五七にも鈴を使う鳥獵から鷹狩の光景を詠んだと思しき「都武賀野に 鈴が音聞こゆ 可牟思太の 殿のなかちし 鳥猶すらしも」があり、東国の有力者の次男が鷹狩を行つた可能性も否定しきれない。により郡司クラスも鷹狩を行つた可能性も否定しきれない。
- ただ、大宝令放鷹司によれば、鷹戸（鷹養戸）が国家機構クラスさえ大和・河内・攝津三国の僅か十七戸にとどまることを考慮すると、郡司クラスが主体的に行えた可能性は低いと考える。
- (24) 加藤義成氏は、島根郡鳥島の「有鳥栖（細川家本「有島栢」）について、鳥の棲みか。鶩などの巣があつたのであろうという解釈を述べている。（加藤義成『修訂 出雲国風土記参考』今井書店、一九五七年初版、一九六二年改訂増補版）。ただし、出雲郡における猛禽類は晨風のみの記載しており、同郡門石島の鶩巣と齟齬が生じるという問題も生じる。一案として、門石島の鶩巣は國家機構ではなく國府へ貢納される鶩という解釈を提起したい。
- (25) 二条大路より天平九年（七三七）の年紀が入つた伊賀国からの柄鷹の貢進付札が出土している。
- (26) 島根県古代文化センター編『解説 出雲国風土記』（島根県教育委員会、二〇一四年）。
- (27) 田中史生『國際交易の古代列島』（角川選書、二〇一六年）、榎村寛之「律令祭祀」と「律令天皇制祭祀」..律令国家を維持したイデオロギーとその限界」（『歴史学研究』、九一、二〇一二年十月）などを参照。

(28) 現存する『出雲国風土記』の写本については、田中卓氏が再撰説（田中卓『田中卓著作集八 出雲国風土記の世界』国書刊行会、一九八八年）、水野祐氏が出雲国造家の私撰本説を提起している。（水野祐『古代の出雲』吉川弘文館、一九九六年）。

(29) 例えば、上長浜貝塚（出雲市今市町）では八世紀代の大量のシジミが出土しているにも関わらず、『出雲国風土記』には全くシジミの記載がないことがあげられる。現状では考古学の成果と照らし合わせても、齟齬が認められることを指摘しておきたい。

# 島根県立古代出雲歴史博物館所蔵 「松浦家文書」中世史料の翻刻と紹介

## 目次謙一

平成二九年度に島根県立古代出雲歴史博物館が購入した歴史資料の一つが、「松浦家文書」である。同館ではこれ以前にも何回か同家文書を業者から購入し、いずれも近世以降の史料を主としている。平成二九年度購入分もほぼ同様の状況だったが、本稿で紹介する中世史料（以下、本史料）を含んでいた。

本史料は全て写しと考えられ、後掲の三・一五・一八号文書を除く十五通が一つの袋に収められていた。袋表には「安政六己未秋九月廿七日」「松浦家古書之写廿四通」と二行で記されている。袋内には、本史料に加えて近世以降の史料五通があつた（二）。三・一五・一八号文書は、購入分全体を収納する段ボル箱内を改めて探し、確認できたものである。これら三通は、先述の袋書きやその性格上、本来は他の中世史料と同様に袋に収められていたものとみて間違いないと考えられる。

購入分には、本史料のほかに松浦家の由緒書多数も含まれていた。近世の松浦家は石見国幕府領代官所に勤務し、地役人の地位を世襲していた。由緒書には同家歴代の出仕記録がまとめられている（二）。

袋一括という収納状況や袋表書きからみて、本史料もまた由緒書と同じく、家の歴史に関わる一群のものと認識されていたことは、想像に難くないであろう。本史料は由緒書と近い位置づけで取り扱われていた可能性が考えられる。

そのことを反映してか、本史料の花押は、原本に近似した精度に写されている。また、切紙・折紙といった用紙の形状を意識して写しが作成されている。文言や様式にも疑義はないと思われる。このような状況から、本史料が同家に伝來したであろう原本に比較的忠実な写しだることがうかがわれる。

本史料の特徴としてまず、天文から永禄年間にかけての、石見国邇摩郡の国人温泉氏の関連史料が大半を占める点が挙げられる。温泉氏は、長く軍記物の記述等により出雲国の国人湯氏と混同されたりしていたが、坪内家文書中の温泉氏発給文書（三）等に基づく井上寛司氏の研究（四）によつて、邇摩郡温泉郷を本貫地とする領主であつたことが定説となつてゐる。ただ、同氏が指摘される通り関連史料がごく限られるため、温泉氏については不明な点も多いのが現状である。本史料は温泉氏発給

文書をまとまつて含んでおり、同氏の研究を進展させる上で重要な素材を提供しているといえよう。

合わせて、本史料には邑智郡河本郷の国人小笠原氏関連史料と推測される(五)一号文書や、永禄五年(一五六二)毛利氏に滅亡させられ関連史料が稀少な、那賀郡の国人福屋氏が見える七・一七号文書が確かめられる。温泉氏のみならず、石見国の他の国人関連史料を含んでいる点にも留意しておきたい。

次に、出雲国の戦国大名尼子氏の関連史料が多くを占める点も注目される。尼子氏は石見国東部へ進出して弘治二年(一五六六)には邇摩郡の銀山を手中に收め、その後永禄五年(一五六二)まで、銀山を含む石見国東部の支配をめぐつて大名毛利氏と争つた。本史料の主要年代はほぼこの時期に重なつてゐる。この期間に尼子氏が石見国方面へ採つた施策について、本史料の検討を通じて新たに解明できる点があるように考えられる。その点で本史料は、尼子氏研究へもまとまつた素材を提供する役割を果たすものといえる。

三点目として、管見の限り、従来の石見国関連中世史料には見受けられなかつた内容を含む点が指摘できる。

九号文書は、本文書中で松浦氏が発給者となる唯一のものである。松浦氏を宛所とする他の文書は、尼子氏・温泉氏らとの関係を通じて松浦氏のいわば武士的・軍事的性格を物語つている。一方、九号文書は米を扱つた商取引に関する内容であり、他の文書が描き出すものとは異なる、松浦氏の別の側面がうかがい知れる可能性を持つと考えたい。石見地域の商人的性格を持つ存在として、たとえば近年の研究では、那賀郡三隅郷の大

賀氏の広域に及ぶ活動が明らかにされている(六)。また、このような存在を海辺領主と規定し、山陰から北部九州地域の特質をそこに見出す研究成果もなされている(七)。九号文書は流通経済に関する史料として注目されるものであろう。

一二号文書は、本史料では希少な、毛利氏が石見国・温泉津を掌握した後の年代に位置づけられるものである。毛利氏の温泉津支配を担つた児玉・武安両名が見える点も目を引く(八)が、ここでは本文の記述にふれておきたい。「我等馳走申次第之事」の箇条書きでは船の種類・規模・数が、「御磐固武具之事」では武器等の種類・数が具体的に書き上げられている。海上軍事力の実態の一端を知りうる、貴重な内容といえる。

なお、東京大学史料編纂所は「松浦文書」を所蔵しており、村井祐樹氏が紹介されている(九)。同文書は全九通が巻子装に仕立てられ、うち八通が松浦氏宛である。ここでの松浦氏は、主に永禄から元亀年間にかけて、出雲国内を本拠地としつつ伯耆・隱岐方面でも活動している。これに対し、本史料の松浦氏は、天文年間から国人温泉氏と結びつきつつ、弘治三年(一五六七)以降は温泉氏を陣営に引き入れた大名尼子氏とも関係を結んでいる。両者を比較すると、尼子氏と関係を有していた点は共通するものの、主な活動地域や年代は異なつてゐる。相互の関係は今後の検討課題ととらえておきたい。

以上、本史料の概要と内容面の特徴をかいづまんで紹介した。本史料は写しではあるが、一括性の高い石見国関連中世史料として、研究上多くの点で有益かつ貴重なものと評価できると考えられる。今後、広範に活用していくだければ幸いである。

## 【謝辞】

本史料の調査および掲載については、所蔵者である島根県立古代出雲歴史博物館のご高配を賜りました。また、本稿の公表ならびに翻刻文の作成や内容の検討に際して、井上寛司様・長谷川博史様・中司健一様にご助言・ご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

## 【註】

- (一) 近世以降分には、寛永三年三月二三日付の表題「請取申温泉津諸役銀皆済札之事」の一点や、年未詳だが慶長一年分安堵銀取立にかかる宮長左衛門書状写一点を含む。ともに近世初期温泉津で老中を構成した松浦平兵衛がみえる。
- (二) 地役人松浦家の由緒書には、同じく地役人の山中家に伝存していたものもある。「松浦家由緒書」(『石見銀山歴史文献調査報告書 I 石見銀山附地役人由緒書』、島根県教育委員会、二〇〇五年)。
- (三) 一四九〇号・一五四九号・一五五二号各文書(『大社町史史料編古代・中世』下巻、大社町、一九九七年)。岸田裕之「第七章 大名領国下における杵築相物親方坪内氏の性格と動向」(『大名領国の経済構造』岩波書店、二〇〇一年。初出一九八九年)。
- (四) 井上寛司「中世温泉津地域における領主支配の歴史的展開過程」(『温泉津町誌研究』三、温泉津町教育委員会、一九九二年)。同「三章三節二 毛利氏の石見進出と諸領主の浮沈」(『温泉津町誌』三、温泉津町、一九九四年)。

## (五) 倉恒康一氏の御教示による。

- (六) 中司健一「文献からみた中世石見の湊と流通」(『日本海交易と都市』山川出版社、二〇一六年)。また、「記録集シンポジウム『中世山陰の流通と国際関係を考える』(益田市・益田市教育委員会、二〇一五年)。石見国ではほかに瀬戸郡波積本郷の石田氏が知られている。註八および次の文献を参照のこと。伊藤大貴「史料紹介 熊谷家文書所収の石田主税助宛て中世史料写について」(『世界遺産 石見銀山遺跡の調査研究8』島根県教育委員会・大田市教育委員会、二〇一八年)。
- (七) 本多博之「中近世移行期西日本海地域の流通と海辺領主」(『島根県古代文化センター研究論集第一八集 石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界』、島根県古代文化センター、二〇一八年)。
- (八) 本多博之「毛利元就の温泉津支配と輝元の継承」(『日本歴史』七四三、二〇一〇年)。
- (九) 村井祐樹「史料編纂所所蔵「松浦文書」」(『大規模武家文書群による中・近世史料学の統合的研究—萩藩家老益田家文書を素材に—』(二〇〇三年度~二〇〇七年度科学研究費補助金基盤研究A(研究課題番号一五二〇二〇一八)研究成果報告書)、研究代表者:久留島典子、二〇〇八年)。

## 【凡例】

- 掲載順序はまず編年順とし、次に年未詳分を月日順とした。
- 文書の様式が折紙・切紙の場合には、該当文書名の後ろに（）で付した。
- 各文書の法量を、縦・横の順で文書名の次に記した。単位はセンチメートルである。
- 字体は常用字体を用い、変体がなは概ねひらがなに変換した。
- 本文には読点（）と並列点（・）を適宜施した。
- 傍注は（）で該当部分に示した。
- 判読できなかつた文字は□で表した。
- 端裏書は上下に「」を加え、（端裏書）と傍注を付した。

## 【翻刻】

## 【二】 某長教宛行状写

二七・〇×三七・三

ふちへさいのお六百田之事、無役遣候、いよく奉公ほうこう可為肝要候、以後為堅之状如件、

天文七

五月廿二日 長教（花押影）

松浦源左衛門尉とのへ

## 【三】 某実名書出写

二六・五×三七・〇

実名

次吉

天文十三年八月十七日（花押影）

松浦源左衛門殿

## 【三】 温泉隆長宛行状写

二六・九×三七・〇

松浦源左衛門次吉居屋敷之事、諸役免除仕候、雖然天役之時者可勤地下並候也、仍為以後状如件、

天文廿年五月十二日 隆長（花押影）

松浦源左衛門殿

## 【四】 温泉英永宛行状写

二六・四×三七・〇

内々正重事、毎々動等之時、別而馳走祝着之至候、就夫田地參段可宛遣候、弥向後忠儀可為肝要者也、仍状如件、

弘治式年二月十八日

英永（花押影）

松浦源左衛門尉とのへ

## 【五】 温泉英永宛行状写

二六・五×三七・〇

福光郷湊之内、原田分塙湊貢文於為永代付遣候、役等之儀者可為地下並候、仍為向後状如件、

信濃守

英永（花押影）

弘治式年十月廿五日

松浦源左衛門尉とのへ

## 【六】 温泉英永・同賢永連署宛行状写

二六・五×三七・〇

於此表敵出張之時、粉骨之次第祝着之至候、為彼賞當郡大国保之内五貫文前遣之候、在所之事式貫前御子森田同畠共、同所

一貫五百前福田之前、同所一段はねあな之前、同所一貫五百前  
小町代之内、為給地、所宛行如件、

弘治三年卯月廿日

信濃守

英永（花押影）

同彦次郎

賢永（花押影）

上小松

一所卅七俵尻

同屋敷壱所

牛嶋

一所三十四俵三斗四升尻

同屋敷壱所

多祢計屋

一所三十八俵八升尻

此内武斗尻年々不同

屋敷壱所

先此分渡申候、此外二者いはしり之内にて百八俵辻屋敷共二渡

可申候、如在有間敷候、恐々謹言、

永禄式 秋上三郎右衛門

幸益（花押影）

石州湯殿内

松浦源左衛門殿

佐々布新左衛門尉

家秀（花押影）

九月廿八日

立原備前守

幸隆

牛尾遠江守

幸清

近年及度々軍功有之処、別當春已來毛利・福屋当城合戦之節、  
無比類高名、其上地下人も馳走仕、旁以被思  
満悦候、隨當津海陸諸役永被成  
御免除之候条、向後弥忠勤  
可被相励候、為後世被成袖御判候、依執達如件、  
弘治三

御袖判

【七】尼子晴久袖判尼子氏奉行人連署奉書写  
二六・五×三六・九

【八】秋上幸益・佐々布家秀連署書状写（切紙）  
一三・三×三六・八

来海之内にて從 御屋形様被遣候在所事、

〔九〕松浦正重受取状案写 二六・五×三七・〇  
(端裏書)  
「対木綿屋請取状案文」

為堺衆御裁判、於秋田之湊我等料足貳百貫文被召置候、為其相  
替今度米百俵但俵者四斗六升五合入也、器物ハナヤカイノ机也、彼荷物者貳百貫文之相當程給置  
所実正也、仍狀如件

松浦源左衛門尉

永禄三年七月廿三日 正重

木綿屋

總四郎殿

同

小三郎殿

【二〇】尼子義久袖判尼子氏奉行人連署奉書写（折紙）

二六・六×三六・九

（花押影）

就先年山吹之城兵糧馳走、於當國來海田地壹所百八俵地利御扶  
持候、任前々御一行等之筋目、弥向後不可有相違之旨、被成袖  
御判、仍執達如件、

永禄四 河副美作守

八月一日 久盛 判

長運

弘惠 判

立原備前守

幸隆 判

松浦源左衛門尉殿

【二一】某書状案写 二六・六×三七・〇  
御磬磬固被仰付去永禄六年正月十八日  
我等馳走申次第之事、

【二二】うるし原有長・まつら賀光連署給地書上写 二六・六×三七・一  
來海之内源左衛門殿御抱分内見長之事  
合百八俵尻り 此内引方  
一四十俵三斗 当毛損引  
残る余方

一六十六俵壹斗 当納余方也

合武貫七百文 高辻也

此内引方 同代方

一壱貫四十三文 残る余方

当毛損引

一壱貫六百五十六文 当納余方也

以上六十六俵壹斗代方壱貫六百五十

六文当年之余方也、

うるし原

永禄四年九月廿七日 有長（花押影）

まづら四郎兵

賀光（花押影）

松浦源左衛門殿 まいる

一船二般(艘)・同手安壱般(艘)、児玉・武安殿御出之時一同児玉内藏丞殿御出之時、四拔帆(反)一般并手安馳走申候、御磐(磐)固武具之事、

惣糸肩取候間、具足拾領、同番くり五領、

一手火矢八挺、

一鎧拾五本、

一羽中□□之箭千、

一同射捨式千、

一塩硝百斤、

一鉛五貫文目、

一合藥五千放、

一幕六帖、

一諸浦安(案)内之事、無女(如)在致案内可申候、此外わ武安殿御添船一一艘我等馳走申候故不存油断候、於趣者武安殿御存知之儀(而)

可被御尋候、恐惶謹言、

二月七日

【一二】某景俊書状写

二七.〇×三七.四

(端裏書)

景俊

松浦内藏丞殿(御宿所)

爰元長々逗留之條、米壱荷持せ進之候、ちと可被召上之由候へ

共、御事繁候て御無沙汰之由候、(本ノマ)任出入音信可申之由、御内儀

候条、如此候、恐々謹言、

二月廿六日

景俊(花押影)

【三四】尼子氏奉行人連署奉書写(折紙)

二六.六×三六.八

對此方毎事馳走之由達上聞、於所望者相應之儀調可申候、無停止可承候、弥入魂肝心候、猶任口上候条、不能多筆候、恐々謹言、

河副

久盛(花押影)

三月十二日

立原

幸隆(花押影)

牛尾

幸清(花押影)

松浦源左衛門殿

【五】温泉英永書状写

二六.五×三六.九

正重事爰許動之時、每々馳走無比類候、祝着乘他異候、追(剥)而可

加扶持候、先可任乘鞍之事意候、於此上者弥忠儀肝要候、恐々

謹言、

三月廿六日 英永(花押影)

松浦源左衛門殿

【六】温泉英永書状写

二六.五×三六.九

(端裏書)

「松浦源左衛門殿 英永」

此表毎事動之時馳走、殊於大嶋・福光以鐵銃敵射掛高名無比類

候、於向後茂弥動之時忠儀可為肝要候、以連々可加扶持候、恐惶謹言、

英永（花押影）

六月十八日

松浦源左衛門殿へ

【一七】（長運）弘恵書状写（切紙）

一三・三×三六・六

大富被差上之示給候、何茂得其心申候、殊御音信として銀子十  
両・木綿泰存□□之祝着申候、御一行之儀銘々相調進之候、前々晴  
久被成御扶持候分一切不可有相違候、將又福屋家  
來八任操二候間、折々御馳走専用候、手子細御□□可有催促候、  
恐惶謹言、

八月十日 弘恵（花押影）

松浦源左衛門尉殿

御返報

【一八】某幸俊書状写（切紙） 一三・五×三七・一

次目御判之儀付而被仰越候、致相談御調進候、隨而野布連送給  
候、每事御懇意之儀候、爰元相應之御用等可被仰越候、恐々謹  
言、

幸俊（花押影）

八月十二日

松浦源左衛門殿

御返報



4. 温泉英永



3. 温泉隆長



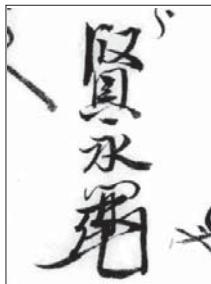
2. 某



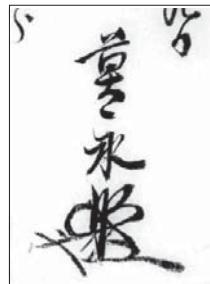
1. 某長教



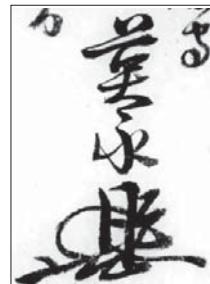
8. 秋上幸益



7. 温泉賢永



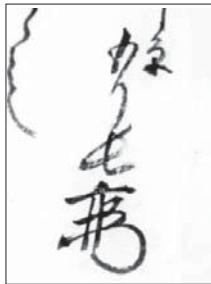
6. 温泉英永



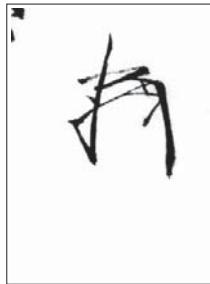
5. 温泉英永



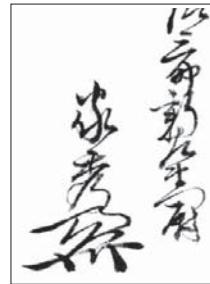
12. まつら賀光



11. うるし原有長



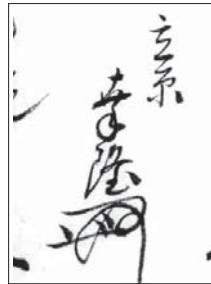
10. 尼子義久カ



9. 佐々布家秀



16. 牛尾幸清



15. 立原幸隆



14. 河副久盛



13. 某景俊



20. 某幸俊



19. (長運)弘恵



18. 温泉英永



17. 温泉英永

## 島根史学会 投稿規程

一、本会会員は、会誌『島根史学会会報』（年一冊発行）に、論文・研究ノート・史料紹介・書評等を投稿することができます。

一、原稿投稿は、隨時受け付けています。なお、投稿を希望される場合には、できるだけ事前に本会事務局へご一報ください。

一、会誌への掲載は、前年度末（三月末日）までに受理したもののなかから、幹事会の判断により行うことを原則とします。

一、投稿原稿は四〇〇字詰原稿用紙換算で、原則として五〇枚（仕上がり一五ページ）以内（図・表・註を含む）を目安とします。

一、ワープロ原稿での投稿に、ご協力を願いします。ワープロ原稿で投稿される場合は、できるだけ、縦書き、二八字×二五行、二段組で作成していただき、使用ソフトを明記のうえ、データをお送り下さい。

一、掲載の採否については、事務局において判断し、できるだけすみやかにお知らせします。

一、『島根史学会会報』は、最新号を除き、島根大学附属図書館ホームページの「しまね地域資料リポジトリ」にて公表されます。投稿される場合には、その許諾を条件とします。

一、掲載原稿の転載にあたっては、必ず本会の承諾を得て下さい。

一、本件について、ご不明な点があれば、事務局・編集担当までご連絡下さい。

【事務局・編集担当】  
〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇  
島根大学教育学部 長谷川博史  
電話 (〇八五二) 一三三一六二八三  
E-mail hasegawa@edu.shimane-u.ac.jp

## 編集後記

本号には、論文二編、史料紹介一編を掲載しました。

市氏の論文は、二〇一七年度大会講演をもとに、ご寄稿をお願いしたもので、天平四年派遣の山陰道節度使の実像と照らし合わせることによつて、「出雲国計会帳」の読み解き方やその魅力について、重厚な内容の論説をお寄せいただきました。

田村氏の論文は、『出雲国風土記』に採録された動植物記事について、「禽」を事例として詳細に検討され、国家機構の価値観による採録基準が優先されていることを論証されたものです。『風土記』の記載がどこまで地域の実態を反映しているのか、同書の持つ史料的性格について今後の議論の深化が期待されます。目次氏が紹介された「松浦家文書」は、これまで全く知られていなかつたもので、刮目すべき内容を持つ史料群です。石見銀山・温泉氏・尼子氏に関する研究をはじめ、大いに活用されいくものと思われます。

なお、二〇一七年度総会において承認された「島根史学会投稿規程」を掲載しました。会員の皆様のご投稿をお待ちしています。(H・H)

「島根史学会会報」第五六号 二〇一八年七月三十一日発行  
編集・発行 島根史学会（会長・井上寛司）  
(〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇

振替口座 松江 〇一四七〇一〇一八九八四 島根史学会  
印 刷 (有)松本印刷  
電 話 (〇八五二) 五四一一二〇八  
島根大学法文学部歴史と考古教室 気付  
事務局・編集担当